

令和6年度の高齢者施策の主な取組

資料08-1_介護予防と地域生活を支える取組の推進	P1
別紙1 介護予防・フレイル予防普及啓発強化事業	P2
別紙2 高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業	P3
別紙3 人生100年時代社会参加マッチング事業	P4
別紙4 TOKYO長寿ふれあい食堂推進事業	P8
別紙5 高齢者の健康づくりに資するスマートウォッチ等デジタル機器活用事業	P9
資料08-2_介護サービス基盤の整備促進	P10
別紙1 介護医療院整備費補助事業	P11
別紙2 社会福祉施設等への非常用電源等整備促進事業	P12
別紙3 高齢者施設における感染症対策研修・訓練支援事業	P13
資料08-3①_介護人材の確保・定着・育成に向けた取組について	P14
別紙1 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業	P16
別紙2 東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業	P17
別紙3 地域を支える「訪問介護」応援事業	P18
別紙4 介護現場のイメージアップ戦略事業～介護WITHプロジェクト～	P19
別紙5 介護現場改革促進事業	P20
別紙6 介護DX推進人材育成支援事業	P22
別紙7 介護現場のDX・タスクシェア促進事業	P23
別紙8 外国人介護従事者活躍支援事業	P24
別紙9 居宅介護支援事業所事務職員雇用支援事業	P26
別紙10 介護支援専門員法定研修受講料補助	P27

令和6年度の高齢者施策の主な取組

資料08-3② 福祉人材対策の主な取組（生活福祉部関係）	P28
資料08-4 高齢者の住まいの確保について	P29
別紙 住宅セーフティネット制度	P30
資料08-5① 在宅療養の推進に向けた都の取組（医療政策部関係）	P31
別紙 在宅医療現場におけるハラスメント対策事業	P32
資料08-5② 在宅介護と医療の協働推進に向けた訪問看護推進総合事業	P33
別紙1 いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業	P34
別紙2 地域における教育ステーション事業	P35
資料08-6 東京都における認知症施策について	P36
別紙1 TOKYO認知症施策推進プロジェクト（「未来の東京戦略」）	P37
別紙2 認知症支援推進計画の策定	P38
別紙3 認知症サポート医地域連携促進事業	P40
別紙4 認知症サポート検診事業	P41
別紙5 認知症抗体医薬対応支援事業	P42
別紙6 認知症の人の社会参加推進事業	P43
別紙7 認知症高齢者早期発見等支援ネットワーク事業	P44
別紙8 認知症サポーター活動促進事業	P45
別紙9 AI等を活用した認知症研究事業	P46

取組の理念と重点的な分野

すべての高齢者が、支え合いながら、いきいきと心豊かに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる東京の実現

- 介護予防の推進
- 社会参加の促進
- 生活支援サービスの充実
- 見守りと安全安心の確保
- 地域包括支援センターの機能強化

主な取組

1 高齢者の自立支援に向けた介護予防の推進

- ◆介護予防・フレイル予防支援強化事業（予算 391百万円）
 - 東京都介護予防・フレイル予防推進員配置事業
通いの場等の介護予防活動の拡大・機能強化を図るため、推進員を配置する区市町村を支援
 - 東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター運営事業
通いの場等の一層の拡大、機能強化を推進する区市町村に対し、東京都健康長寿医療センターの知見を活かした専門的・技術的な支援を提供
- ◆オンライン介護予防サポート事業（予算 82百万円）
オンラインツール等を活用して行う介護予防・フレイル予防活動の体制整備に係る区市町村の取組を推進

- ◆介護予防・フレイル予防普及啓発強化事業（予算 46百万円）
都及び区市町村による都民に対する直接的な普及啓発により、フレイルに関する理解を促進し、介護予防・フレイル予防活動に取り組む機運を醸成 新規

- ◆高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業（予算 583百万円）
加齢性難聴の高齢者のコミュニケーション機会確保を推進し、介護予防につなげるため、加齢性難聴の早期発見・早期対応に係る区市町村の取組を支援 新規

2 地域における支え合いと社会参加の促進

- ◆人生100年時代社会参加マッチング事業（予算 139百万円）
シニア・プレシニアの継続的な社会参加を促進するため、委員会を設置し、効果的なきっかけづくり・マッチング等に向けた施策を立案するとともに、区市町村の取組を支援
- ◆人生100年時代セカンドライフ応援事業（予算 332百万円）
・文化・教養・スポーツ活動など高齢者の生きがい活動等の促進
・地域活動への参加を希望する高齢者向け講座を開催する区市町村を支援
- ◆生活支援体制整備強化事業（予算 21百万円）
生活支援コーディネーターの養成研修、情報交換の実施により区市町村の生活支援体制整備の取組を支援

- ◆TOKYO長寿ふれあい食堂推進事業（予算 21百万円）
食を通じた高齢者の居場所づくり、交流の促進に取り組む区市町村を支援 新規

- ◆包括補助による見守りの取組支援
 - 高齢者見守り相談窓口設置事業
 - 見守りサポーター養成研修事業
 - 高齢者等の地域見守り推進事業
 - ICTを活用した高齢者等の地域見守り事業

3 地域包括支援センターの機能強化

- ◆地域包括支援センター機能強化支援事業
 - 機能強化型地域包括支援センター設置促進事業（包括補助）
 - 総合相談体制整備強化事業（包括補助）

- ◆地域包括支援センター職員研修等事業（予算 25百万円）
- ◆自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議推進事業（予算 14百万円）

現状・課題

- 都内高齢者を対象とした調査*によると、「フレイル」について6割以上が知らないと回答しており、フレイルの認知度が低い
- 都における通いの場の参加率は、全国平均を下回る水準で推移している

*東京都福祉保健局「令和2年度 高齢者の生活実態」

健康寿命の延伸のためには、フレイル認知度を向上させるとともに、通いの場の参加を促進する必要がある

内容

実施主体	都	区市町村
実施方法	委託（都が委託により直接実施）	補助（補助率10/10、65歳～69歳高齢者人口ごとに段階的に補助基準額を設定）
普及啓発の対象及び方法	<p>都が直接都内高齢者に向け、フレイル予防の重要性を働きかけ、フレイルの認知度を向上させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○シルバーパス配布対象者（都内70歳以上高齢者） ○都において「東京都シルバーパス更新手続のご案内」送付の際、普及啓発用のチラシを同封 	<p>区市町村に対して、都が普及啓発経費を助成することで、各区市町村における通いの場への参加促進に重点を置いた普及啓発の実施を促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各区市町村において、介護保険第一号被保険者へ保険証送付時等に普及啓発用のチラシを同封
普及啓発内容	フレイル予防情報及びポータルサイト「東京都介護予防・フレイル予防ポータル（都内区市町村の取組状況）」の情報を掲載したチラシ	各区市町村における「フレイル予防」・「通いの場」に関する情報等を掲載したチラシ
予算額	5,500千円	40,300千円

高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業

目的

加齢性難聴に関する高齢者本人や周囲の早期の気づきと補聴器支給等対応への区市町村支援により、加齢性難聴の高齢者本人のコミュニケーションの機会確保に向けた取組を進め、介護予防につなげる

補助内容

補助要件

基本的に、令和2年1月31日付事務連絡「高齢者への補聴器支給等に対する補助の考え方」の採択要件を踏襲

補助対象者

- 障害者総合支援法に基づく補装具としての補聴器の支給対象者でないこと
- 補聴器に詳しい耳鼻咽喉科医（補聴器相談医など）の診察及び聴力検査結果により、補聴器の必要性を確認していること
- 年齢制限：原則として、事業を実施する年度に65歳以上となる者（※）
- 所得制限：原則として、住民税非課税となる者（※）
- 補聴器購入前に区市町村が支給等の審査及び意思決定をしている者

（※）令和5年度に高齢社会対策区市町村包括補助を活用して実施した区市町村が認められていた要件の範囲内であれば原則外の取扱いとして認める。

補助対象経費・補助率

補助対象①

適正な補聴器支給に係る経費

- 加齢性難聴に係る補聴器支給経費（基準額144,900円）
- 補聴器再交付経費
- 事務経費 等

補助率：1/2
(区市町村負担)

補助対象②

早期発見・早期対応に係る経費

- 加齢性難聴に係る普及啓発経費等

補助率：10/10

補助対象③【加算】

早期発見・早期対応に係る経費

- 加齢性難聴に係る聴覚検診経費
- 要件：自治体内に補聴器相談医が在籍する医療機関がないこと

補助率：10/10

補助基準額

(単位：円)

	65歳以上高齢者人口					
	1万人未満	1万人以上～3万人未満	3万人以上～5万人未満	5万人以上～10万人未満	10万人以上～15万人未満	15万人以上
補助基準額①	10,000,000	28,000,000	47,000,000	93,000,000	140,000,000	186,000,000
補助基準額②	2,000,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	6,000,000	7,000,000
補助基準額③【加算】	7,000,000					

R6予算額

582,662千円

人生100年時代社会参加マッチング事業 背景及び課題・事業内容・事業イメージ

【背景及び課題】

- 高齢者がいつまでも元気で心豊かに自分らしく過ごすには、希望に応じて社会参加ができる環境の整備が重要
- 現状、高齢者の社会参加の意欲が実際の活動に結びついていない
 - ・ 地域活動等への参加希望は約8割(※1) ⇔ 現在の高齢者の社会参加は約5割(※2)
 - ・ 社会参加しない理由(※3) 「きっかけがない」「興味のある活動内容や活動情報がない」等

※1：令和2年度インターネット福祉保健モニター「高齢期における地域活動等の意向」について ※2、3：令和元年度在宅高齢者の生活実態調査報告書

事業内容

シニア・プレシニアの継続的な社会参加を促進するため、希望に応じた仕事や学び、趣味、地域活動ができるよう情報を一元化するとともに、区市町村の取組を支援する。(令和4年度事業開始)

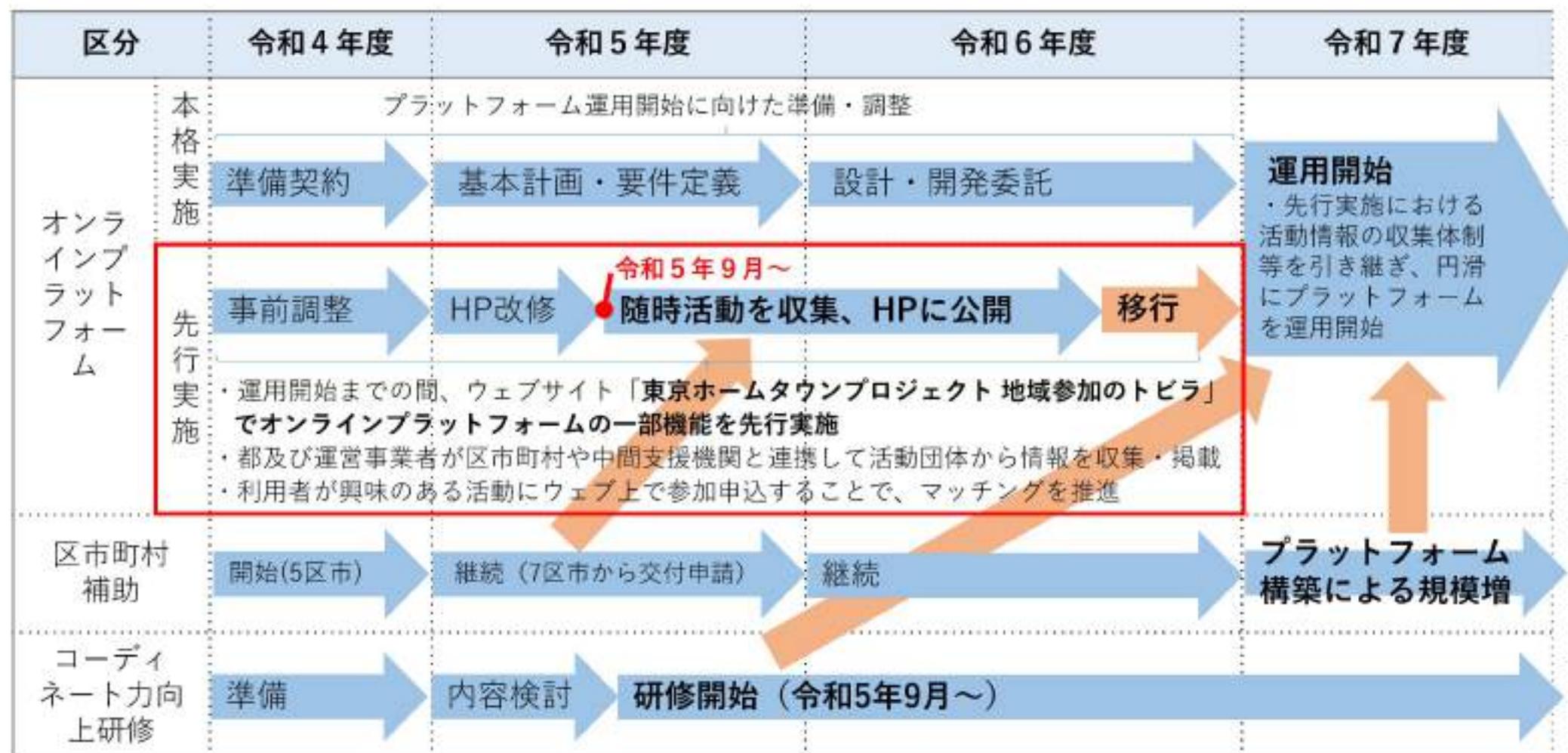
【事業イメージ】



人生100年時代社会参加マッチング事業 今後の事業展開

- 前掲の背景・課題や、令和4年度に設置した「人生100年時代社会参加施策検討委員会」等における検討を踏まえて、今後、都内全域の様々な社会参加活動の情報を一元的に集約したオンラインプラットフォームの構築、区市町村補助、コーディネート力向上研修等の事業を実施していきます。
- 関係者と相談・調整をしながら、各地域でのオンラインプラットフォームを活用した高齢者と活動・団体のマッチングの実現に向けて、高齢者の社会参加促進を図る区市町村・中間支援機関等の取組を支援します。

【今後の事業展開スケジュール】



(先行実施サイト) 地域参加のトビラにおける「Chot介護」(仮称)

資料8-1別紙3
(3/4)

背景・課題

- 人材が不足する介護現場では、ちょっと作業を手伝ってくれる人がいることで介護福祉士の業務負担の軽減に繋がる
- 例：シーツ交換、食事の配膳、入所者の見守り、外出の付き添い、洗濯・調理・運転・ゴミ出し
- コロナ禍で施設におけるボランティア活動が制限されたこともあり、これまで作業を手伝ってくれた有償ボランティアとの関係が途切れた施設がある。また、都では、ロボット活用等で介護福祉士の業務負担軽減を図っているが、シーツ交換や外出の付き添い等、ロボットで対応できない作業も多い
- 一方、退職後に地域活動等への参加を希望する高齢者の多くが実際にはできておらず、「人生100年時代社会参加マッチング事業」のオンラインプラットフォーム構築等で、高齢者の希望に応じた社会参加促進を推進している

事業内容

オンラインプラットフォーム先行実施サイト「地域参加のトビラ」において、趣味やボランティア活動に加えて、介護現場でのお手伝い等の活動と高齢者のマッチングも令和6年度から実施する。(「chot介護」(仮称))

地域のシニア・プレシニアの方々



・「地域参加のトビラ」から介護現場でのお手伝い等の報酬が得られる活動に参加

オンラインプラットフォーム先行実施
「地域参加のトビラ」
令和6年度から
「chot介護」(仮称)
のメニュー追加

介護施設の方々



・各施設から「地域参加のトビラ」にお手伝い活動の人材募集案件を掲載

地域参加のトビラ

まちとつながる、はじめの一步

東京都内で活動する団体と、身近な地域での活動に関心をもちつなぐプラットフォームです。

はじめての方も参加しやすい 3つのポイント

短時間でできる

「案内人」が一緒に参加

おもしろい・体験できる

東京都福祉局

「地域参加のトビラ」の使い方

団体・介護施設の方へ 募集するには？

登録・掲載
無料

- 1 **団体登録**
ウェブサイト上で団体の基本情報等の入力をお願いします。事務局にて内容を確認のうえ、団体登録完了の通知をメールでお知らせします。
- ↓
- 2 **募集情報の掲載**
団体登録後、団体ページにログインいただき、掲載する活動内容・募集概要の入力をお願いします。事務局にて確認のうえ、公開します。
- ↓
- 3 **参加申込受付**
公開した募集情報に参加者から申込があると、メールでお知らせします。団体ページより参加申込者の一覧も確認できます。
- ↓
- 4 **開催当日**
活動場所で「案内人」の方が参加者の受け入れをお願いします。
※案内人・参加者が安心して参加できるように、当日、一緒に参加する方も「案内人」として設定ください。

参加者の方へ 参加するには？

- 1 **登録不要・申込も簡単！**
ウェブサイト上で気になる募集情報を見つけたら、募集情報ページからそのまま、登録不要で気軽に参加申込ができます。
- ↓
- 2 **参加当日**
集合場所、時間、持ち物などを確認のうえ、「案内人」を誘ってご参加ください。

※ご利用にあたっては、東京都福祉局のウェブサイト上で掲載の「トビラ」の利用規約およびご確認ください。
※「地域参加のトビラ」は、東京都福祉局サービスグラントの提供による社会福祉推進プラットフォーム「サービスグラント」を支援します。

お問い合わせ・サポートデスク

「地域参加のトビラ」事務局 認定 NPO 法人 サービスグラント

TEL: **050-1807-5753** (月-金 10時~17時) Email: tokyo@servicegrant.or.jp

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-2-10 中星ビル4F



Chat 介護

介護現場でのニーズや悩みを相談など、チャットしてサポートする介護相談プラットフォームに紹介のある募集を掲載します。

地域参加のトビラ

東京都福祉局 <https://hometown.metro.tokyo.jp/tobira/>

TOKYO長寿ふれあい食堂推進事業(令和6年度新規事業)

地域の高齢者が気軽に立ち寄り、飲食をしながら様々な交流をすることができるTOKYO長寿ふれあい食堂の取組を推進することにより、高齢者の交流機会の増加、心身の健康増進、多世代交流の促進を実現することを目的とする。(都民提案事業として令和5年度に単年度事業として実施。一般事業として令和6年度実施。)

高齢者の一人暮らし世帯数の増加



TOKYO
長寿ふれあい食堂



食を通じた
高齢者の居場所づくり

- ✓ 交流機会の増加
- ✓ 心身の健康増進
- ✓ 多世代交流 など

事業概要

【実施方法】 地域で高齢者が参加できる会食活動を実施する事業又は地域の住民等が主体となって実施する会食活動を育成・支援する事業を実施する区市町村に対し、都が補助

【補助対象経費】 会食事業と会食事業に付帯する講座や多世代交流等の実施に要する費用(※)
新たなTOKYO長寿ふれあい食堂の立上げに要する費用(補助率10/10)
※下記(1)会食事業の開催の人員費は対象外

【基準額】 (1) 会食事業の開催 1食堂あたり 10千円×実施回数 ※年間240千円を上限
(2) 高齢者の心身の健康増進や安全安心な日常生活に資する講座等の開催
(加算) 1食堂当たり 50千円×実施回数 ※年間100千円を上限
(3) 多世代交流機会の確保など、孤独感の解消や生きがいの増進に資する取組
(加算) 1食堂当たり 110千円×実施回数 ※年間220千円を上限
(4) 会食事業の立上げ 1食堂当たり 500千円を上限/年額
※高齢者を食堂のスタッフとして活用する場合に適用

【補助率】 上記(1)(2)(3)について1/2 上記(4)について10/10

【予算額】 20,500千円 (50か所)

目的

健康長寿医療センターの知見や臨床・研究フィールドを活用し、高齢者のバイタルや身体活動量を計測できるスマートウォッチ等も用いながら、健康状態の把握や病気の予兆を察知できるアプリの開発等に繋げるとともに、高齢者の行動変容を促し、健康増進を図る。



令和5年度までの取組

○高齢者のデータ分析【令和4年度～5年度】

千代田区・板橋区の高齢者、健康長寿医療センターのフレイル外来患者のスマートウォッチから収集したデータと年1回実施する健康診断結果を比較分析し、フレイル等の健康リスクとの関係性を把握

○健康リスク可視化アプリ（プロトタイプ）の開発【令和5年度】

スタートアップ企業と連携し、利用者が楽しみながら活用できるよう、ゲーム機能を付加したアプリ（プロトタイプ）を開発

令和6年度の取組

○アプリのブラッシュアップ

本人の活動量等に応じて行動変容を促すメッセージを表示する機能を追加し、実証運用により利用者の意見を反映

○これまで得られたデータの活用方法の検討等

- ① 区市町村が健康増進・フレイル対策に活用できるよう、千代田区・板橋区の協力を得て、具体的な活用方法を検討
- ② 高齢者の社会参加を促進するため、ボランティアや就労等に関する情報を提供できるよう、アプリと社会参加マッチングプラットフォームとを連携

実用化のイメージ



令和7年度以降

アプリの本格運用を開始し、都内区市町村に展開

介護サービス基盤の整備促進

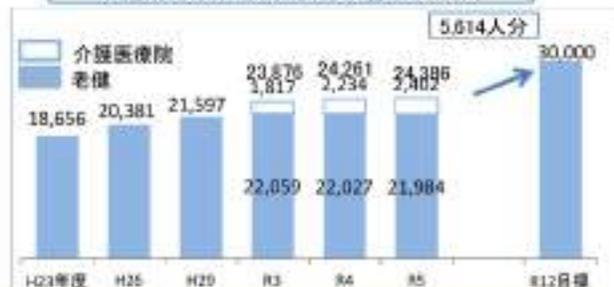
施設の整備状況

第9期高齢者保健福祉計画において、令和12（2030）年度末の整備目標を設定

特別養護老人ホーム



介護老人保健施設・介護医療院



認知症高齢者グループホーム



課題と取組の方向性

【整備に向けた課題】

- ◆ 施設整備に係る事業者負担の軽減、施設用地の確保
- ◆ 施設・在宅サービスのバランスのよい整備、施設の地域偏在の解消
- ◆ 施設における居住環境の改善、安全・安心の確保

第9期計画
における
取組の方向性

- ◆ 整備率が低い地域等への整備費補助の拡充
- ◆ 施設用地確保に対する支援の充実
- ◆ 大規模改修、居住環境の整備への支援
- ◆ 災害・感染症対策への支援

令和6年度における主な取組

施設整備への支援

- ◎ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設の整備費補助 **R6拡充**
 - ・整備率が低い地域への補助単価を加算（R3年度～最大1.8倍）
 - ・建築費上昇に対応するため物価に応じて変動する物価調整額を新設（例）創設（ユニット型/併設なし）：最大1,318万円/床（物価調整額含む）
- ◎ 介護医療院整備費補助 **R6新規**
 - ・補助を新設。建築費上昇に対応するため物価に応じて変動する物価調整額を設定
 - ・地域密着型サービス等を併設する場合に補助単価を加算
- ◎ 認知症高齢者グループホームの整備費補助 **R6拡充**
 - ・整備率が低い地域への補助単価を1.5倍に加算（R3年度～対象拡大）
 - ・建築費上昇に対応するため物価に応じて変動する物価調整額を新設（例）創設（2ユニット/併設なし）：最大1億3010万円/施設（物価調整額含む）
- ◎ 地域密着型サービス等の整備費補助 **R6拡充**
 - ・建築費上昇に対応するため物価に応じて変動する物価調整額を新設
- ◎ 開設前の人件費・備品購入費等の施設開設準備経費を支援

施設用地確保への支援

- ◎ 公有地の活用促進
 - ・都有地を原則50%減額、最大90%まで減額して貸付
 - ・区市町村所有地での特養・老健整備に対する区市町村補助を支援（補助率1/2、最大2億円）
- ◎ 定期借地権の一時金に対する補助
 - ・路線価の1/2（特養・老健は最大3/4）、最大10億円まで補助
- ◎ 特養・老健の借地料を補助
 - ・民有地・国有地の借地料60か月分を補助（最大2,500万円/年）
- ◎ 区市町村が行う施設整備用地確保の取組を支援
 - ・説明会・土地所有者とのマッチング等（補助率2/3、最大979.3万円）

環境整備への支援

- ◎ 大規模改修や居住環境の改善等に向けた改修を支援 **R6拡充**
 - ・建築費上昇を踏まえ補助を増額（大規模改修補助率1/2、最大7,876.5万円）
- ◎ 非常用自家発電設備などの防災・減災対策設備の整備を支援 **R6拡充**
- ◎ 介護現場のDX・タスクシェア促進事業 **R6拡充**
 - ・掃除・配膳ロボットの導入を支援（補助率1/2、最大120万円）
 - ・分身ロボットの導入を支援（機器導入：補助率7/8、最大210万円
高齢者等活用体制構築：補助率10/10、最大30万円）

介護医療院整備費補助事業 【R6年度新規】

補助対象事業

対象事業	整備区分
医療法人、社会福祉法人、区市町村等が介護医療院を整備する事業	創設、改修型創設、増築、改築、増床型改修 大規模改修、ユニット化改修、看取り対応改修

定員1人当たり補助単価

類型	創設・増築			改築		
	基準単価	物価調整額	促進係数	基準単価	物価調整額	促進係数
ユニット型	5,000,000	4,180,000	×	6,000,000	5,020,000	×
個室	4,500,000	3,770,000	×	5,400,000	4,520,000	×
多床室	4,050,000	3,390,000	×	4,860,000	4,070,000	×

※物価調整額：建築費高騰に対応するため、物価スライド方式により算出した金額を加算する。

併設加算

地域包括ケアの拠点施設の整備を促進するため、併設するサービスの種類に応じて、1床当たりの基準単価に以下の額を加算（上限あり、定員100人まで）

併設するサービス	加算額
認知症高齢者グループホーム	300,000円
看護小規模多機能型居宅介護	350,000円
小規模多機能型居宅介護	300,000円
認知症対応型デイサービス	100,000円
訪問看護ステーション	90,000円
介護予防拠点	75,000円
夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護	50,000円
地域包括支援センター	10,000円

補助協議から開設まで



大規模改修

経年劣化、生活環境改善等のための改修工事に対する補助

補助基準額 1億5,753万円×補助率1/2

※物価スライド方式による単価設定

R6単価 = R5単価×標準建物予算単価の変動率（+31.28%）

社会福祉施設等への非常用電源等整備促進事業（高齢分野）

資料 8 - 2 別紙 2

事業目的

社会福祉施設等に対して、緊急災害時用に非常用電源等の整備に係る費用の一部を補助することで、施設利用者及び施設職員の安否確認等を行う上で必要最低限の電力を確保し、利用者等の安全確保を図る

整備目標

3年間で都内全ての社会福祉施設等（高齢・障害・子供） 約20,000施設に非常用電源等を整備

補助概要

◆対象施設

都内の社会福祉施設等（入所・通所・相談・訪問系サービス事業者）

- ✓ **利用者が滞在・来所する施設**は、被災時に帰宅困難な状態となった場合等、**利用者を当該施設に一定時間留めることが想定される**
- ✓ **保有する利用者の情報等を基に安否確認が可能な施設・事業所等**

入所・通所・相談

相談・訪問

施設規模	入所系	通所系	相談系	訪問系
7,400 (高齢)	<ul style="list-style-type: none"> ・特養、老健 ・認知症高齢者GH ・有料老人ホーム ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービス、 ・（看護）小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型デイサービス ・通所リハ 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・老人福祉センター ・老人介護支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護、訪問リハ ・居宅介護支援 ・訪問看護 等

◆補助対象

非常用電源設備
(5,000千円未満※)

可搬型電源
(外部給電器、蓄電池、V2H)

外部電源接続切替盤

◆補助基準額

5,000千円

※5,000千円以上の非常用電源設備は、「高齢者施設等の防災・減災対策推進事業」で対応

・蓄電池 : 400千円
 ・外部給電器 : 800千円
 ・V2H : 1,300千円
 (設置工事費込み)

外部電源接続切替盤 : 500千円
(設置工事費込み)

外部給電器 + 外部電源接続切替盤 : 1,300千円 (設置工事費込み)

◆負担割合

都3/4 事業者1/4

【新規】高齢者施設における感染症対策研修・訓練支援事業 R6予算額：19,551千円

- 感染症に罹患すると重症化しやすい高齢者が集団で生活する高齢者施設においては、感染症の予防及びまん延防止に向けて、職員が適切に対応できるようにしておくことが必要
- 令和3年条例改正において、運営基準上、感染症の予防及びまん延防止のための訓練（シミュレーション）の定期的な実施、感染症発生時におけるBCP（業務継続計画）の策定及び定期的な研修・訓練の実施が義務付けられており（令和5年度末までは努力義務）、当該研修・訓練を適切かつ効果的に実施していくことが重要

令和5年度の対応

- 高齢者施設の施設管理者・感染症対策担当者等を対象に感染症対策指導者養成研修（オンライン）を実施
 - 非常災害時・感染症発生時におけるBCPの策定を支援するため、策定講座・個別相談・実践講座等を開催
- <参考> 保健医療局において、新型コロナウイルス感染症の発生に適切に対応できるようにするため、感染対策専用相談窓口の設置、即応支援チームの派遣、感染症対策リーダー研修（実地研修）等を実施

令和6年度の対応

高齢者施設における感染症予防・まん延防止に係る研修・訓練等の実施を支援し、感染症対策を適切に実施できる体制整備を促進

高齢者施設

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）

【感染症対策の実施（運営基準）】

- ・ 感染症対策委員会の開催（3月に1回以上）
- ・ 感染症予防・まん延防止の指針策定
- ・ **感染症予防・まん延防止の研修**（年2回以上）
- ・ **感染症予防・まん延防止の訓練**（年2回以上）
- ・ 感染症発生時におけるBCPの策定
- ・ **感染症発生時におけるBCPの訓練**（年2回以上）

※感染症予防・まん延防止の訓練とBCPの訓練は一体的実施可

東京都福祉局

感染症対策指導者養成研修

- 高齢者施設における感染症対策の基本的な考え方の習得、感染症対策の強化を促すための研修を開催
- 研修対象者：高齢者施設の管理者・感染症対策担当者等
- 実施方法：オンライン研修（動画配信）

新 高齢者施設における感染症対策研修・訓練支援事業

- 高齢者施設が職員向けに実施する研修・訓練に講師（看護師）を派遣し、効果的な研修等の実施を支援
- 研修内容：高齢者施設における基本的な感染症対策等（手洗い・消毒・防護服着脱の実地訓練等）
- 予算規模：100か所

配信

受講

派遣依頼

講師派遣

事業体系図 (概要)

令和6年度東京都における
介護人材の確保・定着・育成に向けた取組について
拡 : 拡充
 新 : 新規


事業体系図(概要)

令和6年度東京都における
介護人材の確保・定着・育成に向けた取組について
拡 拡充
 新 新規

外国人材の受入れ環境整備

- 外国人介護従事者受入れ環境整備事業
- 外国人介護従事者活躍支援事業 新
 - ・海外への魅力発信・マッチング促進
 - ・関係団体との連携体制構築
 - ・受入れ調整機関活用経費補助
- 経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者受入れ支援事業
- 外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業
- 介護施設等による留学生受入れ支援事業
- 特定技能制度に基づく外国人介護従事者の受入れ支援事業 新

ケアマネジメントの質の向上

確保・定着

- 居宅介護支援事業所事務職員雇用支援事業 新
- 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業 (再掲) 新

資質の向上

- 介護支援専門員研修事業 確保・定着含 拡
 - ・受講料補助
- 居宅介護支援事業所管理者向けマネジメント支援研修事業 新

確保・定着含

【再掲】2040年に向けたさらなる取組

より幅広い層への働きかけ

- かいごチャレンジ職場体験事業
- 介護現場のイメージアップ戦略事業
～介護WITHプロジェクト～
- 地域を支える「訪問介護」応援事業

さらなる職場環境改善
(介護現場の生産性向上)

- 介護現場改革促進事業
 - ・デジタル機器導入支援
 - ・次世代介護機器導入支援
 - ・人材育成支援 ・組織・人材マネジメント支援
 - ワンストップ窓口機能の拡充
 - 機器導入のための伴走型の個別支援
 - ・介護現場革新会議
- 介護DX推進人材育成支援事業
- 介護現場のDX・タスクシェア促進事業

外国人従事者の積極的な受入れ

- 外国人介護従事者受入れ環境整備事業
- 外国人介護従事者活躍支援事業
 - ・海外への魅力発信・マッチング促進
 - ・関係団体との連携体制構築
 - ・受入れ調整機関活用経費補助
- 特定技能制度に基づく外国人介護従事者の受入れ支援事業 他

介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業（事業概要）

事業目的

- ✓ 団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」が迫る中、介護ニーズは増大
- ✓ 都はこれまでも、介護職員の処遇改善を国に対して求めてきたが、住居費の高さなど、東京の実情が反映されていない状況
- ✓ 都として対策を充実・強化し、一刻も早く介護業界からの人材流出に歯止めをかける
- ➔ 国の見直しが講じられるまでの間、都が居住支援特別手当を支給



事業概要

【対象職種】

介護保険サービス事業所に勤務する介護職員・介護支援専門員

【対象者】

常勤及び非常勤職員（所定労働時間が週20時間以上）

【居住形態等の要件】

居住形態・所有形態によらず、原則として全ての介護職員等を支給対象とする

【手当額】

月額1万円（勤続5年目までの介護職員には1万円を加算）

【令和6年度予算額】

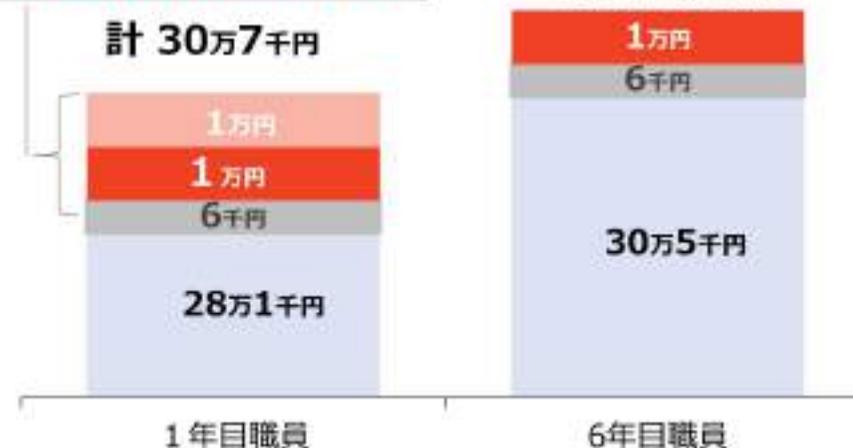
28,487,561千円 補助率10/10

（規模：介護職員154,386人 介護支援専門員14,435人）

【事業イメージ】

〔介護職員の平均給与額
（モデルケース）〕

1年間で30万円超のアップ



★最新情報はこちら

東京都HP：<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kyojushientokubetsuteate.html>



事業概要

1 事業概要

職員宿舎の借り上げを支援することで、住宅費負担を軽減し良好な居住環境の提供による働きやすい職場環境を実現し、介護人材の確保定着を図るとともに、施設等による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進

2 助成条件

事業所の利用定員数に応じて、4戸から最大20戸まで助成
ただし、上限戸数に達した場合でも外国人材（※）は助成対象
※在留資格介護、特定技能（介護）、技能実習生（介護）、留学生、EPA介護福祉士候補者等

助成対象戸数

定員数	0~40	41~50	51~60	...	91~100	101~110	...	191~200	201~
上限戸数	4	5	6	...	10	11	...	20	20

助成対象期間 なし ※1戸当たりの助成期間制限（4年間）を撤廃
※同一職員の利用は最大10年まで

助成基準額 1戸当たり82,000円/月

助成率 (1) 福祉避難所、災害時協定締結事業所（※）
部7/8 事業者1/8
(2) 上記（1）以外
部1/2 事業者1/2

※以下の災害時対応要件のいずれかを満たしており、職員宿舎を確保し、災害対応要員を配置する事業所が対象

- 福祉避難所の指定等（注1）を受けていること
- 災害時協定を締結（注2）していること

（注1）・高齢者などの要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所
・区市町村から指定を受け、又は、区市町村と福祉避難所として災害時応援協定を締結した事業所

（注2）区市町村との災害時協定（「安否確認及び災害時のサービス提供」又は「安否確認及び避難所への誘導等」）を締結した事業所

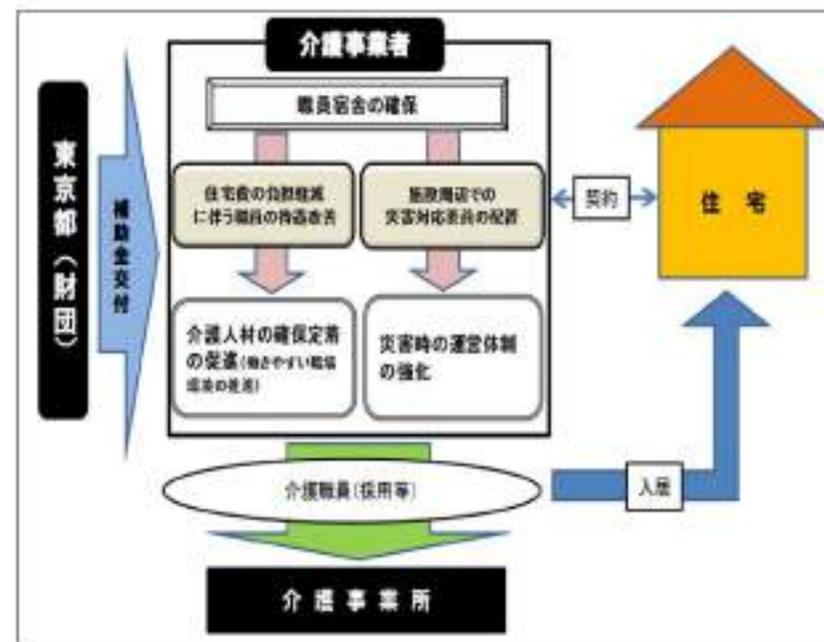
3 助成対象事業所

介護保険施設・事業所（地域密着型サービスを除く）

4 令和6年度見積額 3,071,874千円（助成規模 7,919戸）

事業スキーム

- 介護人材の確保定着を図るとともに、災害時の運営体制強化に取り組む介護事業者に対する都独自の補助制度を創設
- 介護事業者は、職員宿舎を確保し、介護職員に対する待遇改善を図りつつ、災害対応要員を計画的に配置することで災害時の迅速な対応を推進



地域を支える「訪問介護」応援事業

- 需給推計からも訪問介護員不足が特に深刻化
- 外国人介護従事者や介護助手は訪問介護では活用できない（解禁が検討されているが、条件等不明）
- 地域包括ケアを支える重要なサービスであり、東京は訪問介護の比率が高いため、サービスの維持は重要

課題

- ・報酬体系上、常勤雇用が難しく新卒の就職が少ない、主力は扶養の範囲内で働く主婦層が現状
 - ・現行制度では、上記主婦層の働き方が補助の対象外となっている。（週20時間以上が補助対象）
 - ・初任者研修受講が介護報酬上の条件のため、受講（3～6か月）が終了するまでは働けない
 - ・介護施設やデイサービスと違い見学ができないため、求職者が仕事をイメージできない
- 未経験者の採用が難しい

- ・訪問介護の仕事がイメージできない
- ・施設などのおむつ替えや入浴介助をひとりで行うというイメージ
- ・見学して就職を決めることができない

◆リーフレット、3分動画の作成・配布

訪問介護の仕事イメージ（仕事内容、比較的要介護度が軽い方が多いこと、生活援助中心の方もいること、家事や子育ての両立に向いていること など）
初任者研修や採用応援事業の補助事業の紹介

就業を促進

- ・雇用側では、初任者研修受講に3～6か月かかり、無資格者を雇用する余裕がない。一方、求職者にとっては就業前に資格取得は負担
- ⇒求人の多くが有資格者のみとなり、募集しても応募がない
- ・現在の就業促進事業参加事業者のうち、実際に採用に至っているのは、訪問介護では約3割に留まる。

◆訪問介護採用応援事業

主に現在採用リスクが高い無資格未経験者を採用しやすくする
（現行の就業促進事業をベースに訪問介護向けにリニューアル）

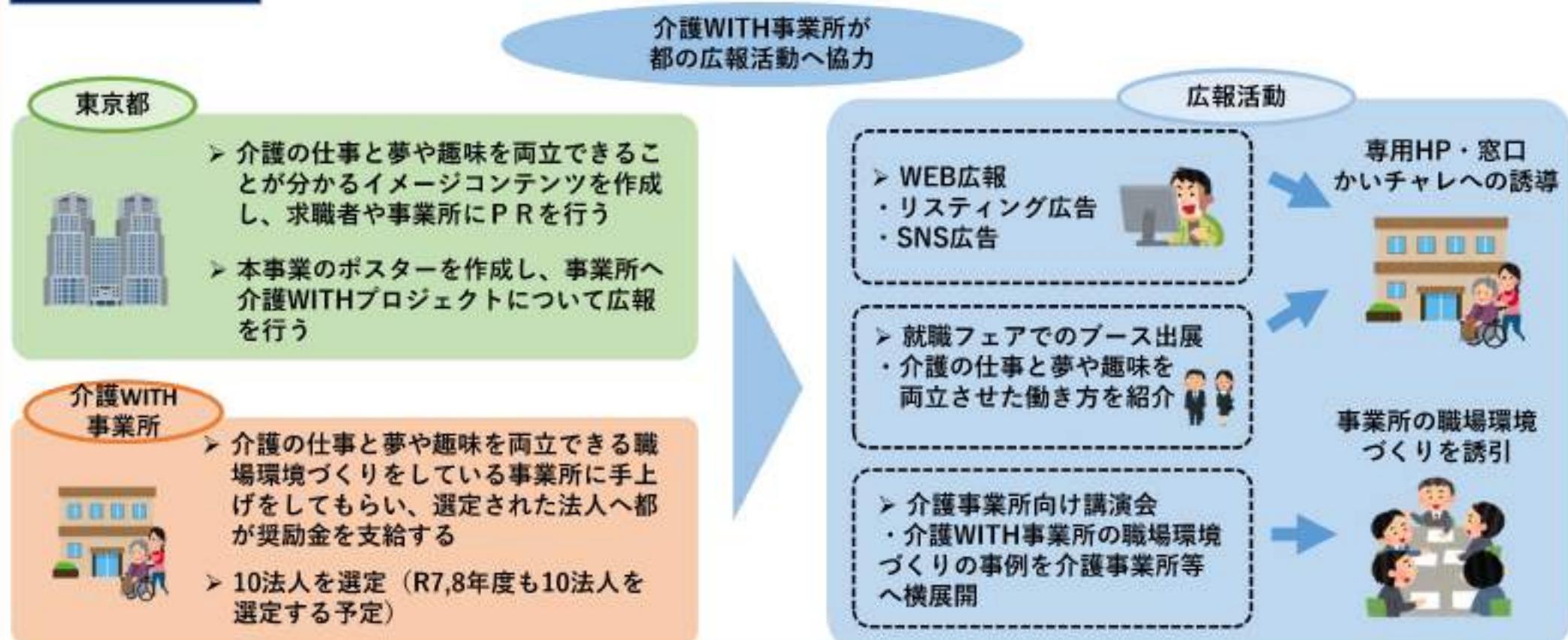
- 未経験者の6か月の有期雇用経費を補助（賃金、初任者研修受講費用等）
- 扶養の範囲内で働く人に拡大（週20時間以上→週10時間以上に要件緩和）
- 参加事業者には採用セミナーや個別の採用相談を実施

【新規】介護現場のイメージアップ戦略事業～介護WITHプロジェクト～ R6予算額：67,193千円

事業概要

- ✓ 介護の仕事と夢や趣味を両立できる環境づくりに取り組む事業所を介護WITH事業所として選定し、奨励金を支給する（1法人当たり100万円、初年度10法人）
- ✓ 介護WITH事業所は、就職フェアへのブース出展や取組事例のWEB広報を通じて、求職者に対して多様な働き方ができる業界であることのPRに協力する
- ✓ また、介護事業者向け講演会で職場環境の整備方法や具体的な事例の紹介を行い、働き方の横展開を図る

事業スキーム



令和 6 年度介護現場改革促進事業について

介護ニーズの増加が見込まれる中、質の高い介護サービスを提供できるよう、生産性向上に取り組む介護事業者を支援

介護事業所における生産性向上の取組に向けた課題

機器導入や人材育成のための仕組みづくりといった環境整備に対する費用負担が重いこと

生産性向上に取り組むための組織体制が不十分であること

Ⅰ 職場環境整備

2つの施策

Ⅱ 組織・人材マネジメント

福祉保健財団に生産性向上に関するワンストップ窓口
「介護職場サポートセンターTOKYO」(介護生産性向上総合相談センター)を設置

1 デジタル機器導入促進支援事業

- ・ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン等のハードウェア、Wi-Fi ルーター等Wi-Fi環境を整備するために必要なネットワーク機器等の購入等に係る経費の補助
- ・システムの選定・活用に関するコンサルティング等経費の補助

2 次世代介護機器導入促進支援事業 **規模増・対象拡充**

- ・移乗介護、移動支援、見守り・コミュニケーション等の機器の購入、見守り支援機器導入に伴う通信環境整備等に係る経費の補助

3 人材育成促進支援事業 **対象拡充**

- ・人材育成の仕組みづくりに係るコンサル経費、研修受講経費等人材育成に関する経費に対する補助

4 組織・人材マネジメント支援事業 **対象拡充(居宅介護支援事業所)**

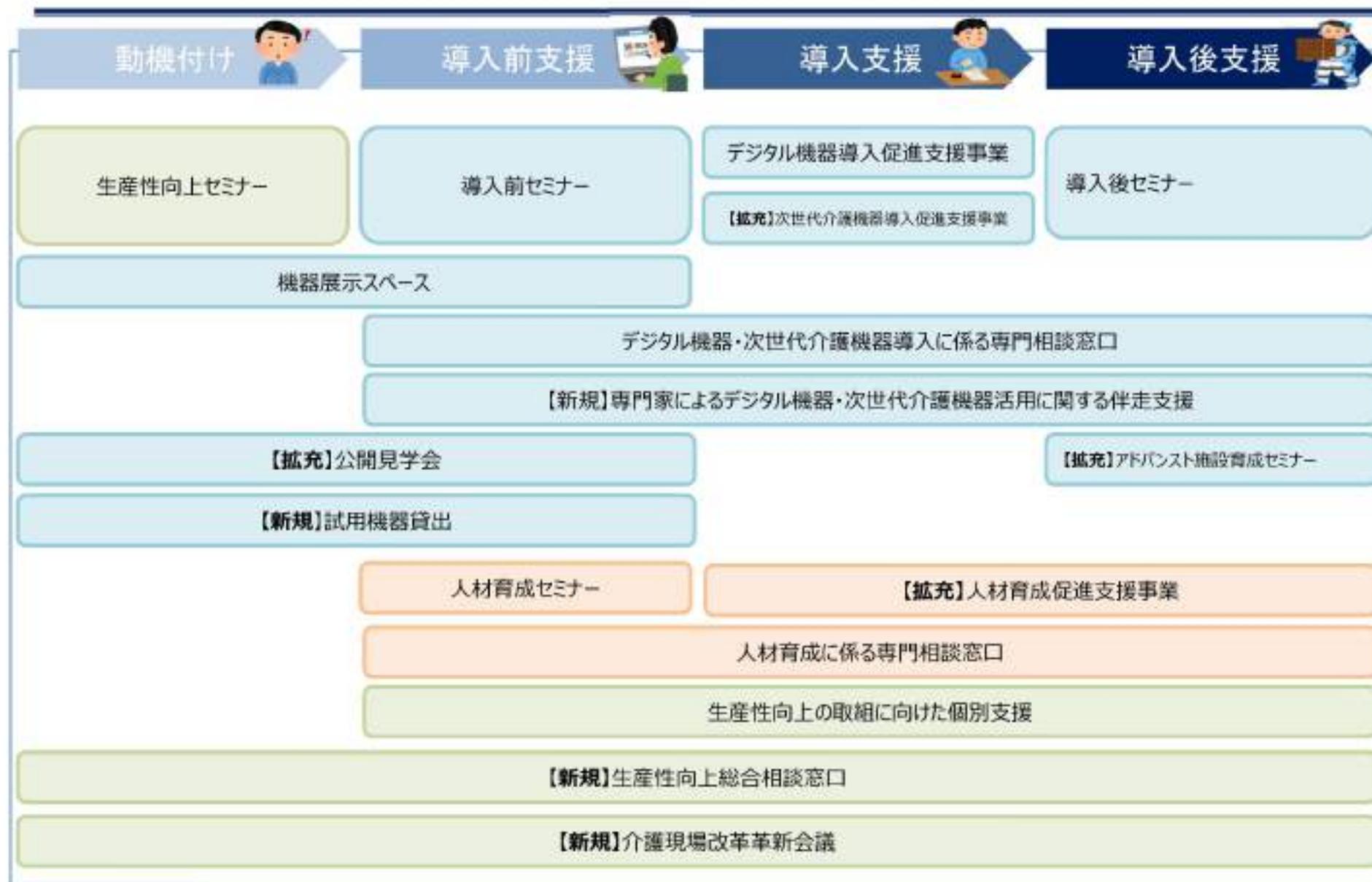
- ・国のガイドラインを活用した生産性向上セミナー
- ・専門家による生産性向上の取組に向けた個別支援
- ・専門家によるデジタル機器・次世代介護機器の導入・効果的な活用に関する個別支援 **新規**
- ・デジタル機器及び次世代介護機器の導入前後セミナー
- ・次世代介護機器を活用し、生産性向上に取り組む施設(アドバンスト施設)を育成するためのセミナー **対象拡充**
- ・アドバンスト施設を活用した見学会、機器展示スペースの設置及び専門家による相談窓口の設置 **規模増(見学会)**
- ・試用機器の貸出し **新規**
- ・人材育成の必要性、仕組みづくり等ノウハウを提供するセミナー等
- ・人材育成の仕組み作りに関する専門家の相談窓口の設置
- ・人材確保、経営、機器開発等に関する相談を受け、関係機関につなぐ窓口の設置 **新規**

東京都介護現場革新会議 **新規**

- ・介護現場の生産性向上や人材確保を推進する観点から、介護現場の課題の対応方針や介護生産性向上総合相談センターの運営方針等について協議

都が直接開催

令和 6 年度現場改革促進事業の全体像（支援フェーズ別の整理）



- : デジタル機器・次世代介護機器の導入支援に係る事業
- : 人材育成の支援に係る事業
- : 生産性向上全般に関する事業

課題

介護事業所内にDXに係るリーダー的人材がおらず、継続的に生産性向上の取組を進められない

- ✓ 都においては、介護現場改革促進事業により、コンサル派遣や専門相談窓口の設置、コンサル委託経費に対する補助等を実施しているが、これらを利用しても事業所内に専門性を持つ人材がない場合は、一過性の取組となるリスク

DX推進人材育成事業の概要

★生産性向上を推進するリーダー職員の育成を支援し事業所の継続的な生産性向上の取組体制を確保

【補助対象】

- ・リーダー職に対する手当
- ・IT資格等の取得にかかる経費

【予算額】

年間 50万円 × 2人 (1法人当りの上限) × 100法人 = 1億円

※対象経費のうち、1/2 (年間 25万円) 以上は手当として支給

※ 1法人当たり3年間申請可

期待される効果

- ✓ 介護現場改革促進事業では、介護事業所外部からのアプローチを強化してきたが、DX推進人材育成事業により、事業所内部でのDXへの対応力を向上させ、介護現場改革送信事業の取組をより効果的に事業所内で活かしていけることが期待
- ✓ 介護現場改革促進事業とDX推進人材育成事業の両事業の相乗効果により介護現場のDXの取組を強力に推進

介護現場改革推進事業

デジタル機器等の導入支援や
コンサルの個別支援など



DX推進人材育成事業

介護事業所内のDX人材育成



令和6年度 介護現場のDX・タスクシェア促進事業

R6予算額：168,250千円

事業の目的

介護業務及び介護の周辺業務において、ロボットを活用したタスクシェアを進めることで、介護職員の負担軽減を図り、働きやすい環境を整備する

掃除・配膳ロボット導入支援事業

■ 実施内容

自走式の掃除ロボット又は配膳ロボットを導入し、介護の周辺業務の負担軽減に係る効果検証を行う介護施設等に対し、当該ロボットの導入に要する経費を補助する

■ 対象施設

- ①特別養護老人ホーム ②介護老人保健施設 ③介護医療院
④軽費老人ホーム ⑤養護老人ホーム ⑥有料老人ホーム
⑦サービス付き高齢者向け住宅
⑧認知症高齢者グループホーム

*④～⑦は（地域密着型）特定施設入居者生活介護の指定を受けているものに限る

■ 補助基準額等

区分	補助対象経費(※)	補助基準額	補助率
機器の導入に要する費用	掃除・配膳ロボットの導入に要する備品購入費（10万円/台以上のもの）、使用料及賃借料(R6.4～R7.3月分)	1施設当たり 240万円	1/2

※消費税・地方消費税は補助対象経費に含まない

■ 実施規模

100か所

■ 令和6年度スケジュール(予定)

令和6年6月上旬：交付申請依頼発出・受付開始

8月上旬：交付申請書提出期限

令和7年1月末：ロボット導入期限

3月上旬：実績報告書提出期限

導入後、少なくとも1か月間、効果検証を実施

分身ロボット等活用支援事業

■ 事業内容

施設の外から遠隔操作で入所者とのコミュニケーション等を行うことができる分身ロボット等を活用して、介護業務の負担軽減を図る介護施設に対し、当該ロボットの導入に要する経費を補助する

■ 対象施設

- ①特別養護老人ホーム ②介護老人保健施設 ③介護医療院
④軽費老人ホーム ⑤養護老人ホーム ⑥有料老人ホーム
⑦サービス付き高齢者向け住宅

*地域密着型サービスは除く

*④～⑦は 特定施設入居者生活介護の指定を受けているものに限る

■ 補助基準額等

区分	補助対象経費(※)	補助基準額	補助率
機器の導入に要する費用	分身ロボット等の導入に要する備品購入費、使用料及賃借料(R6.4～R7.3月分)、Wifi環境整備費	1施設当たり 240万円	7/8
高齢者等の活用体制構築に要する費用	分身ロボット等の操作者として高齢者等を活用するために要する人件費、募集・育成経費等	1施設当たり 30万円	10/10

※消費税・地方消費税は補助対象経費に含まない

■ 実施規模

50か所

■ 令和6年度スケジュール(予定)

令和6年6月上旬：交付申請依頼発出・受付開始

7月末：交付申請書提出期限

令和7年4月上旬：実績報告書提出期限

介護事業所に対する財政支援の強化策

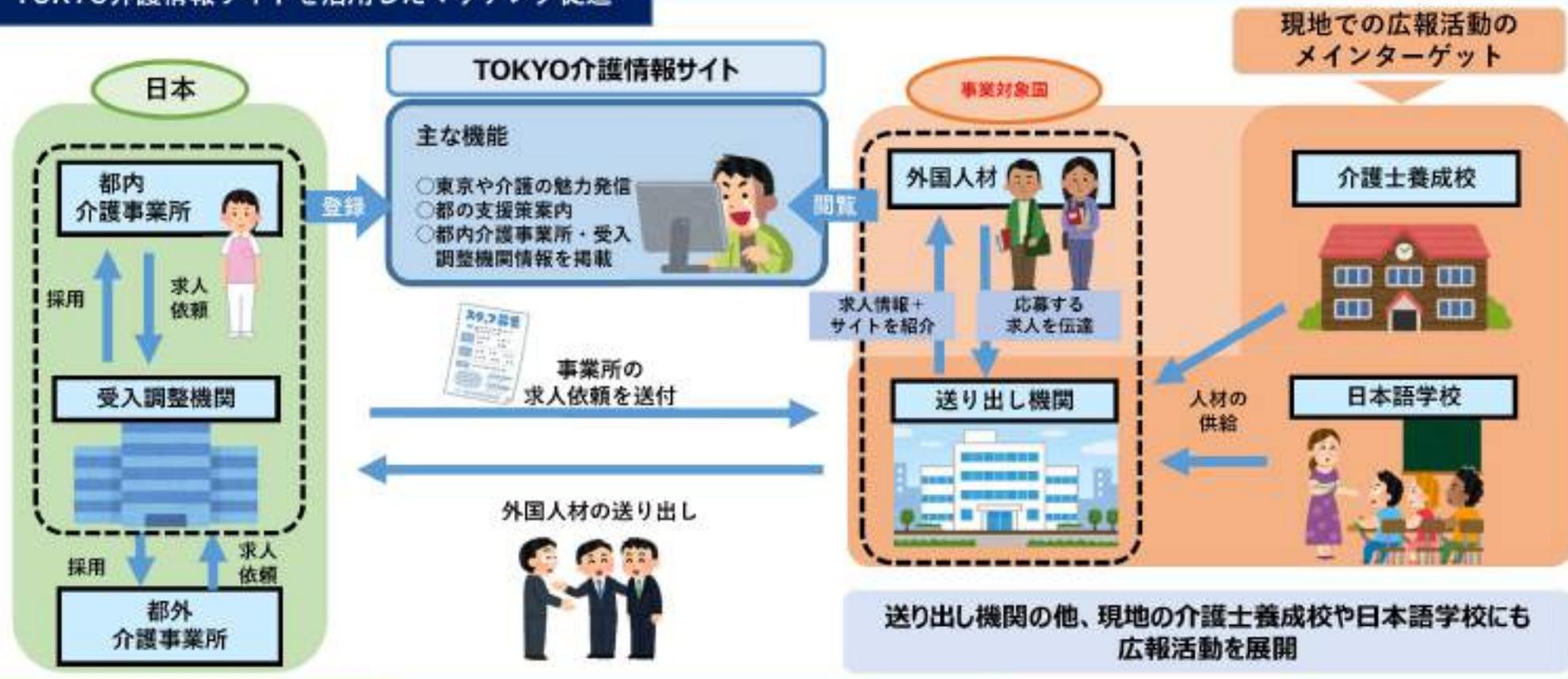
受入れ調整 機関活用経 費補助	概要	登録支援機関を利用した際の人材紹介料の一部を補助する。		
	補助対象	都内介護事業所 (※対象となる在留資格：特定技能、留学生)		
	補助基準額	300千円		
	補助率	2/3 (魅力発信サイト登録事業者)・1/2 (その他)	実施規模	710人
	補助対象	人材紹介料		
	予算額	300,000円 × 2/3 × 100人 + 300,000円 × 1/2 × 610人 = 111,500,000円		

既存事業（拡充策含む）による主な支援策

類型	予算事業	補助基準額	補助率	補助対象
受入環境整備	外国人受入れ環境整備事業	300千円	2/3	多言語翻訳機購入・異文化理解、日本語学習等経費等
日本語学習・技能学習	EPA補助	1,000千円	10/10	国家試験対策・日本語学習経費（受講費用・教科書代・通学交通費・模擬試験受講料）
	技能実習補助・特定技能補助	6,700千円	1/2	
資格取得支援	現任介護職員資格取得補助	100千円	1/2	介護福祉士資格取得に要する費用（1事業者当たり上限10名まで）
留学生学費支援等	留学生受入れ支援事業	補助対象参照	1/2	学費（600千円/年）・居住費（360千円/年）・入学準備金（200千円）・就職準備金（200千円）・国家試験受験対策（40千円）
住居支援	東京都介護職員宿舍借り上げ支援事業	82千円/月	7/8・1/2	宿舍借り上げに要する費用
居住支援特別手当	介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業	10千円/月	10/10	居住形態・所有形態によらず、居住支援特別手当として月額10千円を支給（勤続5年目までの介護職員は10千円を加算）

TOKYO介護情報サイトを活用したマッチング促進

TOKYO介護情報サイトを活用したマッチング促進



サイトの活用について

- 送り出し機関等を直接訪問し、サイトをPR
現地で実績のある送り出し機関や介護養成施設、日本語学校を訪問し、サイトや都の施策について広報活動を行う。
→外国人材に求人紹介をする際に、併せてサイトを紹介してもらい、東京の介護事業所の魅力をPRすることで、都へ誘致
- 介護事業者と受入れ調整機関の情報をセットで登録することで、送り出し機関と受入れ調整機関の新たなマッチングのきっかけとなる。

目標 (R6~R8)

- ・サイト登録事業所：
多くの事業所情報を有した魅力的なサイトとするために、毎年**100事業所以上**の登録を目標とする。
- ・サイト登録事業者における新規外国人材
就職人数：毎年**100名**
※サイトに登録した都内介護事業所に対する調査により実績を把握
※目標数は実績に応じて見直しを検討する。

令和 6 年度 居宅介護支援事業所事務職員雇用支援事業

支援内容

居宅介護支援事業所の事務職員雇用に必要な経費を、都が補助します。

- ▶ 対象事業所 都内の居宅介護支援事業所
- ▶ 対象経費 事務職員雇用経費（各事業所 1 名分）

条件

- ▶ 補助基準額 250万円
- ▶ 補助率 3 / 4
- ▶ 既に雇用している事務職員について
補助対象とする予定



令和6年度 介護支援専門員法定研修受講料補助

資料8-3①別紙10

支援内容

介護支援専門員の法定研修受講料の負担軽減に取り組む事業者に対し、必要な経費を都が補助します。

▶ 対象経費

介護支援専門員の勤務先事業者等が負担した、資格取得及び更新に必要な研修（法定研修）の受講料



▶ 補助基準額・補助率

都が実施する法定研修受講料の3/4を基準額として補助します。

条件

- ▶ 対象者 都内事業所において、介護支援専門員資格を活用する業務に従事する者（研修修了後に介護支援専門員資格を取得し、業務に従事する見込の者を含む）
- ▶ 対象事業所 居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域包括支援センター等

福祉人材対策の主な取組(生活福祉部関連)

分類	事業名	対象	事業概要	R5当初予算額(千円)	R6予算額(案)(千円)
確保	東京都福祉人材対策推進協議会の創設	関係団体	福祉事業者、職団団体、養成施設、就労支援機関、区市町村等行政機関などの連携を図り、福祉人材センターと連携し、多様な人材が希望する働き方で福祉職に就業できるよう、人材の掘り起こしから育成、定着まで体系的に支援	17,001	-
	無料職業紹介事業	求職者・求人事業者	社会福祉法第94条に基づき、福祉分野の就職相談、求人求職紹介・あっせん実施(東京都福祉人材センター(飯田橋)及び多摩支所(立川)の2か所を実施)	117,341	111,913
	福祉の仕事就職フォーラム	求職者	都内で福祉施設・事業所を運営する法人が出席する大規模な就職説明会を開催	30,008	46,851
	地域密着型面接会	求職者	区市町村協議会やハローワーク等と連携し、身近な地域で福祉の仕事をしたい人を対象に、各地域の事業所による相談型面接会を実施	12,163	12,163
	マッチング強化事業	求職者	①ハローワーク、社協、学校等に人材センター職員が社会出張相談を実施 ②求職者・未経験者向け職業見学ツアーを実施 ③など	41,884	51,240
	【新規】福祉の仕事就業促進事業	求職者	職場体験からマッチング、就業、定着までを一貫して支援することにより、求職者と求人事業者双方のニーズに応え、未経験者等の福祉分野への入職・定着を促進する。	-	148,640
	介護福祉士等修学資金貸付制度	養成施設 在学生	介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設、実務者研修施設又は福祉系高校に在学する者に対して修学資金等を貸し付ける。	5,816	7,043
	介護・障害福祉分野就職支援金貸付事業	求職者	就職中で悩んでいた者等、介護職前担任者研修等を通じ、福祉業界に就職する者に対して就職支援金を貸し付ける。	-	-
	TOKYO働きやすい福祉の職業宣言事業	求職者	人材育成、キャリアパス、負担軽減等、働きやすさの指標となる項目を明示した「働きやすい福祉の職業ガイドライン」を踏まえた職場づくりに取り組みすることを宣言する事業所の情報公表することで、働きやすい事業所の「見える化」を促進し、福祉人材の確保を推進するとともに、福祉業界全体の就業環境の向上を図る。	53,705	92,332
再就職 支援	就職介護人材再就職準備金貸付制度	求職者 (経歴者)	退職した介護人材が介護職員として再就職する際に必要な資金(上限40万円)を貸付し、継続して2年間介護業務に従事すると返還免除	-	-
	キャリアカウンセリング	求職者 (経歴者)	就職を希望する介護福祉士等の有資格者を対象に、就職支援アドバイザーが、キャリアカウンセリングや就職支援セミナーを実施	27,129	26,765
普及 啓発	福祉の仕事イメージアップキャンペーン	一般国民	様々な媒体を活用し、福祉の仕事の魅力を発信するイベントを開催(30年度からはキャンペーンとして事業規模)	34,974	42,736
	次世代の介護人材確保事業	小中高生	小中高生等に福祉の仕事への興味・関心をもってもらうため、中学・高校への学校訪問セミナーや福祉施設における職場体験、さらに教習所向けに福祉の仕事の魅力・重要性等を伝えるセミナーを実施	10,498	22,148
	ポータルサイト「ふくむすび」(東京都福祉人材情報バンクシステム)による情報発信	福祉職種に関心のある方	①福祉分野に多様な人材を確保するため、福祉職種に関心のある方に、ポータルサイト「ふくむすび」への登録を促し、福祉事業者の職員募集や職業説明等に関する情報、都・区市町村の商社連合会等に関する支援策や研修・イベント等の情報を発信 ②システムを再構築し、R6年度から本名稼働、機能拡充を行い、利便性・情報発信力を強化	145,284	50,266
	【新規】マーケティングツールの導入	福祉職種に関心のある方	都の進める福祉人材確保政策に係る情報発信を強化し、新たな福祉人材の掘り起こしを進めるため、効果的かつ効果的な広報戦略の展開を実施するためのマーケティングツールを導入	-	19,470
	SNSを活用した情報発信等	求職者・有資格者	LINE公式アカウントを開発し、福祉の仕事に関する情報を発信	5,214	924
定着	人材定着・離職防止相談支援事業	従事者等	社会福祉事業従事者を対象に、職場や仕事等に関する相談を受け付ける機動的な相談窓口を設置	18,689	18,904
	福祉・介護就労環境改善事業(出前補助事業)	区市町村	福祉・介護人材の確保・定着のため、介護ロボットの導入やICTの活用により職員の負担を軽減し就労環境を改善する福祉・介護事業所の依頼に対して補助を行う区市町村を支援	-	-
育成	登録講師派遣事業	小・中規模の事業者	小規模の福祉・介護事業者の従事者の資質向上を図るため、介護福祉士養成学校等の講師を派遣して、出前研修を実施	26,811	25,839
	研修実施サポート事業	小・中規模の事業者	事業者からの研修に関する相談に対し、研修アドバイザーによる支援を実施	3,989	3,980
	スキルアップ・働き支援推進研修等事業(包括補助事業)	区市町村	福祉人材の資質向上及び確保・定着を図るため、地域の実情に応じた研修や人材確保の取組を実施する区市町村を支援	-	-

高齢者の住まいの確保について

サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

令和6年度予算 1,075百万円 (住宅政策本部所管分)

【取組概要等】

- サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧制度については、バリアフリーなどのハード面と高齢者生活支援サービスに係るソフト面において、事業者が登録基準を満たす住宅を整備するよう、福祉施策と連携し、事業者向け説明会の開催やパンフレット配布などの普及啓発により、事業者の登録を促進【住宅政策本部】
- サービス付き高齢者向け住宅の整備を行う事業者に対し、整備費の一部を補助することにより、地域密着型サービス事業所との連携や一般住宅との併設など、多様なサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進する。また、整備費や家賃等を補助する区市町村への財政支援により、高齢者が適切な費用負担で入居できる、緊急時対応や安否確認等のサービスも兼ね備えた住宅の供給を促進【住宅政策本部】
- 地域の介護・医療事業者と適切に連携するサービス付き高齢者向け住宅に対し、併設する介護・医療サービス事業所等の施設整備費の一部を補助することにより、地域の介護・医療の拠点としても機能する住まいの供給を促進【福祉局】

※東京都住宅マスタープラン（2022（令和4）年3月改定）

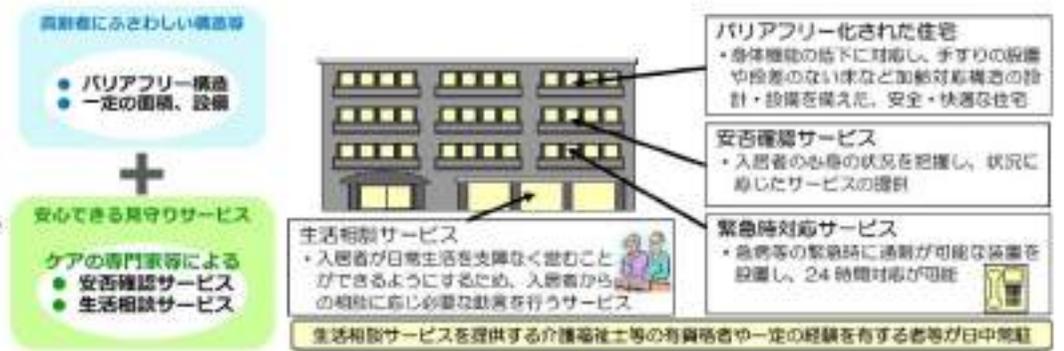
政策指標

サービス付き高齢者向け住宅等を2030年度末までに33,000戸整備
 ⇒ 令和5年度末までの供給実績 24,493戸

【令和6年度の主な施策】

- ◆ 引き続き、「東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業」を活用し、国の整備事業に対し、都も上乗せ補助を実施することなどにより、サービス付き高齢者向け住宅の整備を促進

【参考】 サービス付き高齢者向け住宅



住宅セーフティネット制度

令和6年度予算 391百万円

【取組概要等】

- 住宅セーフティネット法の改正（平成29年4月）を受け、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（都の愛称：東京ささエール住宅）の登録制度や、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う「居住支援法人」の指定を開始（令和5年度末現在53法人）
- 住宅確保要配慮者専用住宅の貸主等へ改修費や家賃低廉化等に係る補助を行う区市町村に対し財政支援を実施。加えて、要配慮者の入居に伴う貸主等の不安軽減や登録意欲の向上を図るため、都独自の取組として、専用住宅への登録等を要件とした報奨金制度を実施するなど、登録促進を強化

《東京都居住支援協議会》

- 広域自治体として、全国の居住支援協議会の取組事例等の情報提供や活動に対する財政支援等により、区市町村協議会の設立を促進するとともに、活動費用の補助や、協議会で行う入居可能な賃貸住宅の情報提供やマッチングなどの活動を支援（令和5年度末時点32区市で設立）
- 先進事例等を紹介するセミナーの開催（区市町村向け、不動産関係団体及び居住支援団体向け）や、パンフレットを作成・配布することによる普及啓発活動を実施

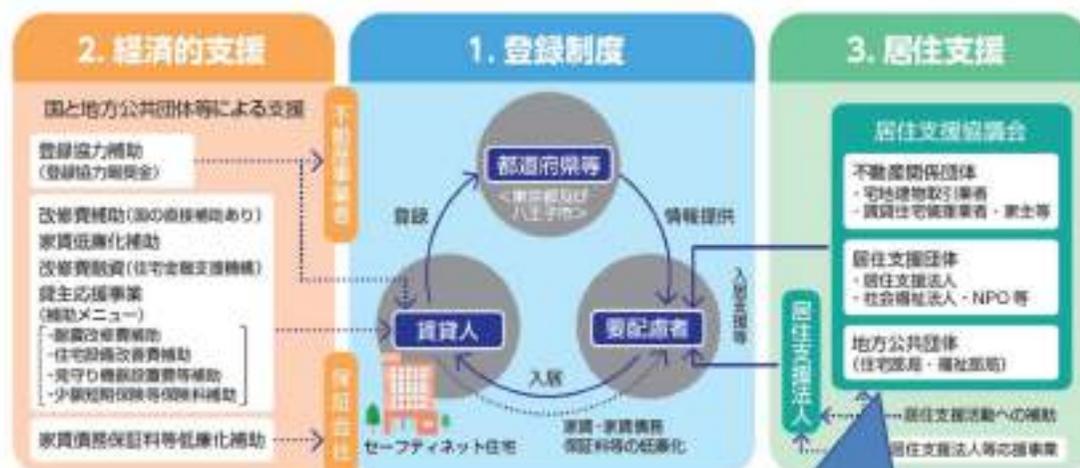
※『東京都住宅マスタープラン』（2022(令和4)年3月改定)の政策指標

専用住宅の登録戸数…2030年度末 3,500戸（令和5年度末 766戸）

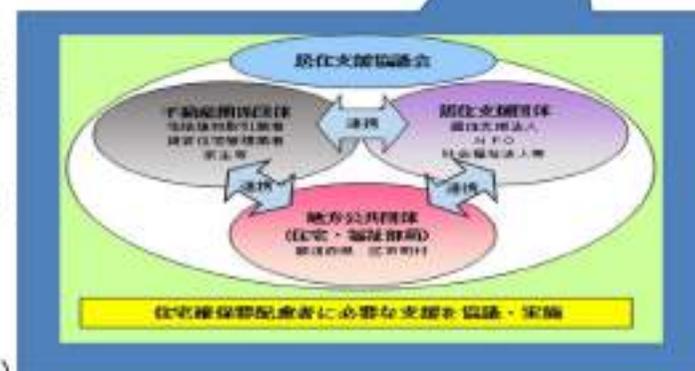
居住支援協議会を設立した区市町村の人口カバー率…2030年度末 95%（令和5年度末 83%）

【令和6年度の主な施策】

- ◆ 専用住宅の供給促進に向けて、耐震改修工事や住宅設備改修工事、見守り機器設置等に対する補助メニューを揃え、専用住宅に登録する貸主等を支援
- ◆ 専用住宅の登録促進と入居者の居住支援の充実を図るため、サブリース物件を新たに専用住宅として登録・運営する居住支援法人等を支援
- ◆ 地域における連携強化や課題解決に向けた検討等に資するワーキングを令和5年度に引き続き開催



【住宅セーフティネット制度のイメージ（令和6年度）】



地域における在宅療養体制の確保

【区市町村への支援】

■区市町村在宅療養推進事業【210,137千円】

（補助中：10/10）※4月1日以降：1/2

地域における在宅療養体制の構築を図るため、区市町村が実施する以下の取組を支援する。

- 在宅医療と介護の提供体制の充実に向けた先駆的な取組への支援
 - ＜例＞病院救急車を活用した搬送体制の確保、在宅療養に関する需給の把握、需給を踏まえた地域の仕組み作り、看取りに関する講演会やDVDを活用した普及啓発の取組等
- 切れ目のない在宅医療提供体制の構築や医療・介護関係者等への情報共有に対する支援
 - （在宅医療・介護連携推進事業のうち、地域支援事業交付金対象外経費への支援）
 - ＜例＞24時間診療体制の確保（主治医・副主治医制の導入による体制の構築等）、後方支援病床の確保＜在宅医療介護連携推進事業（ウ）＞、ICTを活用した情報共有・多職種連携＜在宅医療介護連携推進事業（エ）＞等
- 小児等在宅医療推進事業

- 在宅療養環境整備支援事業（保健医療政策区市町村包括補助（選択：提案型））（補助率：1/2）
 - 在宅医療・介護連携推進事業（ア）～（ク）に関して、地域支援事業交付金対象経費であるが、交付金を活用せず事業を実施する区市町村への支援

- 在宅人工呼吸器使用者療養支援事業（保健医療政策区市町村包括補助（選択：政策誘導型））（補助中：1/2）
 - 自家発電装置等について、人口25,000人当たり各補助対象品目1台を給付基準とし、それらを整備するために必要な費用について補助

【東京都医師会・地区医師会との連携】

- 在宅療養研修事業【11,209千円】
 - 多職種連携連絡会の運営
 - 在宅療養推進研修（「在宅療養地域リーダー」の養成）
 - 病院内での理解促進研修
 - 病診連携研修（相互研修）
 - シンポジウムの開催

- 在宅医療推進強化事業【561,000千円】
 - 地域における24時間診療体制の構築の推進（補助率：10/10）
 - オンラインを活用した病診連携の推進

デジタル技術を活用した情報共有の充実

- 東京都多職種連携ポータルサイトの運営【19,058千円】
 - デジタル技術を活用した情報共有のための共通ポータルサイトを運営し、地域の医療・介護関係者や医療機関間の広域的な連携（情報共有）を促進し、都における在宅療養推進体制の強化を図る

東京都在宅療養推進会議等の開催

- 東京都在宅療養推進会議等の開催
 - ・多職種連携ポータルサイト検討部会の開催
 - ・ACP推進部会の開催
 - ・地区医師会・区市町村在宅療養担当者連絡会の開催等
- 広域連携支援・東京都地域医療構想調整会議・在宅療養ワーキンググループの開催

在宅療養生活への円滑な移行の促進

- 入退院時連携強化事業【199,842千円】
 - 医療機関における入退院支援に取り組み人材を確保・育成するとともに、入退院時における地域との連携を一層強化し、在宅療養生活への円滑な移行を促進

- 入退院時連携強化研修
 - 入退院時における入院医療機関と地域の医療・介護関係者との連携・情報共有の一層の強化に向け、実践的な研修を実施

＜対象＞病院、診療所、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、区市町村在宅療養支援窓口、介護老人保健施設等

- 入退院時連携支援事業（補助中：1/2または3/4）
 - 入退院支援に取り組み人材の配置に伴う人件費を補助し、医療機関における入退院支援体制の充実を図るとともに、病院と地域の医療・介護関係者との連携を支援
- ＜対象＞200床未満の病院

■在宅療養研修事業＜一部再掲＞

- 病院内での理解促進研修
- 病診連携研修（相互研修）
- 在宅療養生活への円滑な移行を促進するため、入院医療機関の医師・看護師等の地域の在宅療養の取組等に関する理解促進を図るとともに、病院スタッフと在宅療養患者を支える地域のスタッフの相互理解の促進、病診連携の強化を図るための地域における研修等を実施

医療・介護に関わる人材の確保・育成

■在宅療養研修事業＜一部再掲＞

- 在宅療養推進研修（「在宅療養地域リーダー」の養成）
- 病院内での理解促進研修
- 病診連携研修（相互研修）
- シンポジウムの開催

- 在宅医療参入促進事業【11,213千円】
 - 訪問診療等を実施していない中小病院と診療所の医師及び看護師等に対し、在宅医療に関する理解の促進を図るためのセミナー等を開催し、在宅医療への参入を促進

小児等在宅医療に対する取組

- 小児等在宅医療推進部会
- 小児等在宅医療推進研修事業【13,416千円】
 - 小児医療に関する診療所の医師及び看護師等向けの研修を実施することで、小児等在宅医療を担う人材を確保・育成
- 小児等在宅医療推進事業＜再掲＞

看取り支援に関する取組

- ACP推進事業【9,981千円】
 - 都民の希望する医療・ケアを受けることができるよう、ACPに関する以下の取組を実施する。
 - ①都民に対する普及啓発
 - ②医療・介護関係者の実践力の向上

在宅医療従事者の安全確保に関する取組

- 在宅医療現場におけるハラスメント対策事業＜新規＞【19,697千円】
 - 在宅医療の現場で医療従事者が患者やその家族から受けるハラスメントの対策に取り組み、医療従事者が安心して在宅医療に従事できるよう支援

〈R6予算：19,697千円〉

現状及び課題

- 令和4年1月、埼玉県で在宅医が患者家族から銃殺される事件が発生し、都では在宅医療に関わる医療・介護従事者を対象に緊急調査を実施。

Q.在宅療養の利用者等から暴力を受けたことがあるか【n=1,977】
 ・身体的な暴力：23% ・言葉による暴力：48%

『在宅医療に関わる医療介護従事者に対する利用者からの暴力等に関する緊急調査』（令和4年2月）

- 在宅医療現場の特徴として、一人で患者宅を訪問し、組織での対応が難しい実情があるが、ハラスメントについて相談する公的な機関がほぼない。
- 認知症や障害特有の症状（BPSD等）とハラスメントとの線引きについての理解や、トラブル発生前後の対策や対処等について、医療従事者が学ぶ機会が少ない。

事業内容

【目的】

在宅医療現場における利用者や家族等から医療関係者へのハラスメント対策を行うことで、在宅医療現場の安全を確保し、安心して従事できる環境を整える。

【事業内容】

- (1) 患者・家族等からのハラスメントに関する相談窓口の設置
- (2) 法律相談
- (3) 在宅医療従事者対象の研修
- (4) その他、ハラスメント対策に資する取組

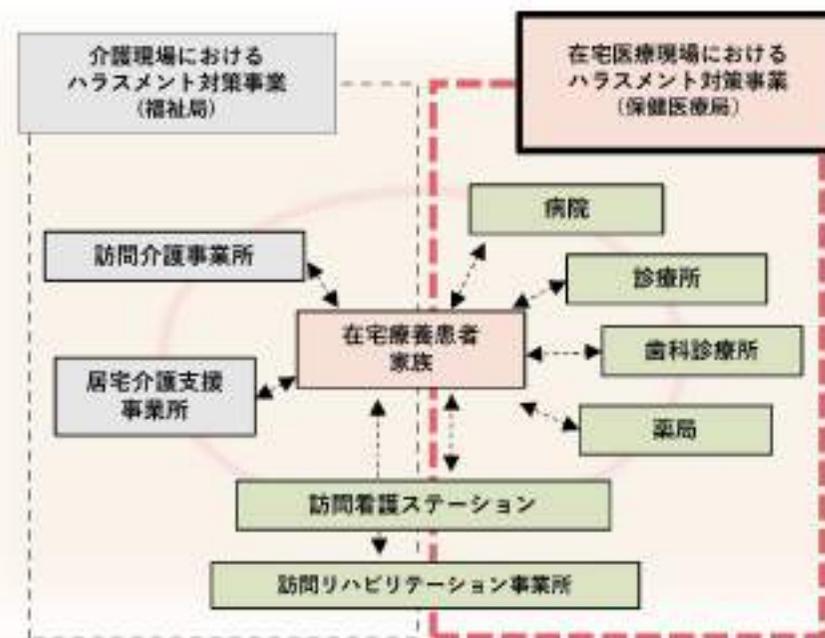
【事業対象者】

在宅医療に関わる医療関係者
 （医師、歯科医師、看護師、薬剤師、PT・OT・ST等）

【実施方法】

患者対応に係る多様なノウハウを持つ事業者への委託により実施

【イメージ図】



- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域における介護・医療の関係機関が協働して在宅介護・医療を一体的に提供することが必要
- 医療的ケアが必要な要介護高齢者等の増加に伴い、今後も訪問看護の重要性は高まっていくため、安定的なサービスの提供を促進することが必要

施策の方向性

- 訪問看護ステーションの安定的な運営のため、訪問看護人材の確保・育成・定着の支援
- 総合事業の中心的な取組である教育ステーション事業について、より身近な地域でステーション体験等が行えるよう指定数を増やす
- 介護職と医療職の連携・協働を推進するため、訪問看護ステーションの機能強化・多機能化を支援

令和6年度の取組

【令和6年度予算/規模(カッコ内)：令和5年度予算/規模】

1 訪問看護人材確保育成事業

(1)訪問看護人材確保事業 【4,138千円/1回(4,138千円/1回)】

看護職等に訪問看護の重要性や魅力をPRするための講演会等の実施

(2)地域における教育ステーション事業

【50,840千円/18箇所(47,039千円/13箇所)】

育成支援できる訪問看護ステーションを「教育ステーション」として指定し、訪問看護ステーション体験・研修(同行訪問等)や勉強会等を通して、地域の訪問看護人材の育成支援や地域連携強化の取組を実施

(3)認定訪問看護師資格取得支援事業 【7,219千円(7,963千円)】

訪問看護ステーション看護師の認定看護師(訪問看護、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)資格取得、特定行為研修の受講に係る経費を補助

(4)管理者・指導者育成事業【11,936千円/385人(9,954千円/359人)】

訪問看護ステーションの管理者・指導者向け研修及び多機管理者・参入希望者向け研修を実施し、管理者育成と管理者同士のネットワークの構築を支援

(5)在宅介護・医療協働推進部会 【520千円(707千円)】

東京都在宅療養推進会議の部会として一体的な在宅療養の推進を検討

2 訪問看護ステーション代替職員(産休等)確保支援事業

【14,315千円/15人(19,154千円/15人)】

常勤の看護職員が産休・育休・介休を取得する際の代替職員の確保に要する経費を助成することで、訪問看護師の勤務環境の向上や定着推進を図る

3 新任訪問看護師育成支援事業 【9,644千円/13人(13,047千円/21人)】

管理者等が都の定める研修(※)を修了し、訪問看護未経験の看護職の雇用・育成を行う訪問看護ステーションに対し、育成に要する経費と同行訪問に係る代替職員の確保に要する経費を補助

(※)管理者・指導者育成事業における「育成定着推進コース」

4 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業

【30,900千円/35事業所(22,300千円/26事業所)】

管理者等が都の定める研修(※)を修了し、事務職員未配置の訪問看護ステーションが新たに事務職員を雇用する場合の経費を助成

(※)管理者・指導者育成事業における「基礎実務又は経営安定コース」

5 いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業

【77,864千円(25,920千円)】

「在宅療養支援のためのシミュレーション教育プログラム」を策定し、訪問看護人材の育成を支援

6 訪問看護オンデマンド研修事業動画公開

訪問看護師が限られた時間を効率的に活用してスキルアップできるよう研修動画を配信

いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業 [令和6年度予算額: 77,864千円]

現状と課題

- 高齢化とともに医療的ケアが必要な要介護高齢者等が増加。令和7年度の訪問看護サービス量は元年度比で約1.4倍が見込まれる。
- 訪問看護師に求められる能力のひとつとして、フィジカルアセスメントが不可欠。在宅環境の中で得られる情報を収集・活用し、的確に判断する能力が大切
- しかし、OJTのみでは、現にサービスを利用している利用者の症例以外は学ぶ機会が少なく、対応困難例に対する技術の習得が難しい場合がある。
- フィジカルアセスメント習得にはシミュレーション教育が有効であるが、人体型シミュレータ等を個々の訪看ステーションで所有することは費用面等の課題から困難

事業内容

人体型シミュレータ等を活用したシミュレーション教育プログラムを策定して訪問看護師を対象に研修を実施、フィジカルアセスメントの向上を目指す。

1年目 (R5) 課題分析の調査・プログラム作成

2,3年目 (R6,R7) 教育プログラムの試行・効果検証

- ・教育プログラム構築のために、都内訪問看護ステーション等への調査やヒアリング等を実施
- ・暫定版の「在宅療養のためのシミュレーション教育プログラム(仮)」を作成

【シミュレーション教育プログラム案】

- ①事前学習として研修生がeラーニングを受講
- ②最寄りの研修会場にて人体型シミュレータを使った実践研修
- ③研修後に事後学習として各自eラーニングを受講

【研修の実施方法案】

- ・二次医療圏を目安とし、公共施設等に人体型シミュレータを運搬
- ・1回の参加者は8～10名程度
- ・研修前後にeラーニングを実施して在宅療養に関する基本的知識の整理を実施
- ・最終年度に事業全体を通しての効果検証を実施

知識の整理
継続的なeラーニング



+

技術演習
人体型シミュレータ



現任訪問看護師の
一層のスキルアップを支援



令和6年度 地域における教育ステーション事業【拡充】(令和6年度予算50,840千円)

1 事業概要

都が指定する教育ステーションにおいて以下の取組を実施することにより、身近な地域において多様かつ実践的な研修・指導及び助言が受けられる仕組みを整備し、地域の訪問看護師の**確保・育成・定着**を図る。

- ① 訪問看護ステーション体験・研修（同行訪問研修）
- ② 勉強会や合同カンファレンスの開催（外部講師等による様々なテーマの実践的な内容）
- ③ 他の訪問看護ステーションからの相談
- ④ 医療機関での訪問看護師に必要な知識・技術習得のための研修

2 事業実施による成果

- 同行訪問研修は、訪問看護に就職を考えている看護師の確保や、新規開設又は自力で育成を行うことが難しい小規模ステーションの看護師に対する育成・定着において効果がある。
- 地域の医療機関に所属する看護師が研修に参加することで、医療機関との情報共有が促進され、介護・医療関係者の連携が強化される。
- 様々なテーマの勉強会を実施することにより、地域の訪問看護師の育成と、介護・医療関係者や地域住民の在宅療養に対する理解が推進される。
- 他ステーションから運営や他機関との連携方法の相談を受けるなど地域で中心的な存在

3 現状・課題

- 13か所体制となった29年度に比べてステーション数が約1.6倍となり、1か所の教育ステーションがカバーするステーション数が増加（令和5年4月1日1,598か所）
- 訪問看護職員数も約1.4倍に増加（令和4年度7,871人）
- 約半数のステーションが4人以下の小規模事業所のため、人材育成を支援する必要がある。
- 地理的に空白の地域があり、身近な地域の同行訪問研修や勉強会に参加できていない状況

4 今後の展開

本事業の目的である身近な地域において多様かつ実践的な研修・指導及び助言が受けられるよう、**教育ステーションの指定数を増やす**。

現在おおよそ二次医療圏に1か所ずつ配置されているため、第9期計画期間中（令和8年度末）におおよそ2か所ずつの配置となるよう指定数を増やしていく。

- 既存13カ所について、令和5年度内に指定手続きを実施
- 新規指定については、令和6年度から公募により募集

教育ステーションの配置状況 13か所（令和5年度時点）



白十字訪問看護ステーション	新宿区	東京都看護協会立城北看護ステーション	練馬区
訪問看護ステーションけせら	文京区	訪問看護ステーションはーと	高輪区
訪問看護ステーションみけ	墨田区	野村訪問看護ステーション	三鷹市
田園調布医師会立訪問看護ステーション	大田区	テレビオンナースステーション	日野市
訪問看護ステーションけやき	世田谷区	訪問看護ステーション・青い空	東大和市
河北訪問看護・リハビリステーション阿佐ヶ谷	杉並区	東久留米白十字訪問看護ステーション	東久留米市
あすか山訪問看護ステーション	北区		

都における施策の方向性<「未来の東京」戦略2024(令和6年1月)>

■ 認知症に向き合い、「共生」と「予防」両面の対策を進める 【2030年に向けた戦略4_アクティブなChōju社会を実現】

令和6年における認知症施策<令和6年度予算額:38億円>

◎:新規 ●:見直し・拡充事業

1 普及啓発・本人発信支援

- 区市町村における認知症普及啓発の取組を支援(包括)
- 認知症サポーターの養成
- 認知症シンポジウムの開催
- 都庁舎等のオレンジ・ライトアップ
- パンフレット「知って安心認知症」の活用
- 東京認知症ナビによる周知
- とうきょう認知症希望大使の任命

2 予防

- ≪認知症になるのを遅らせる、認知症の進行を緩やかにするための支援≫
- 介護予防に資する通いの場への参加促進(介護予防・フレイル予防推進)
 - 認知症予防推進事業の活用促進(包括)
 - 予防に関するエビデンスの収集の推進(認知症未来社会創造センター)

3 医療・ケア・介護サービス 介護者への支援

- 認知症疾患医療センター運営事業(768百万円)
- 認知症支援推進センター運営事業(鳥しょ等地域への支援の充実)(71百万円)
- 認知症介護研修事業(140百万円)
- 歯科医師・薬剤師・看護職員認知症対応力向上研修事業(24百万円)
- 認知症初期集中支援チーム員等研修事業(15百万円)
- ◎認知症サポート医地域連携促進事業(4百万円)
- 認知症支援コーディネーター配置支援(包括)
- 認知症の人と家族を支える医療機関連携型介護者支援事業(包括)
- 認知症とともに暮らす地域あんしん事業(451百万円)・認知症検診推進事業のリニューアル
 - ・認知症地域支援推進事業(包括)
 - ・認知症ケアプログラム推進事業(一部包括)
- ◎認知症抗体医薬対応支援事業(44百万円)
- 認知症高齢者GH整備促進事業(1,311百万円)

4 認知症バリアフリー・若 年性認知症・社会参加支援

- ◎認知症の人の社会参加推進事業(29百万円)
- ◎認知症高齢者早期発見等支援ネットワーク事業(115百万円)
- 東京都行方不明認知症高齢者等情報共有サイト運用
- 認知症サポーター活動促進事業(5百万円)
(オレンジチューターによる区市町村支援を新たに実施)
- 高齢者権利擁護事業(64百万円)
- 若年性認知症施策(若年性認知症支援事業・若年性認知症総合支援センター)(58百万円)
 - ・企業向け研修・事業所向け研修に加え、医療機関向けの研修を実施
 - ・若年性認知症総合支援センター
 - ①ワンストップ相談窓口②本人・家族支援③関係機関向け研修④地域におけるネットワークづくり

5 研究開発等

- AI等を活用した認知症研究事業(認知症未来社会創造センター(IRIDE)(541百万円))

認知症の人が社会の一員として尊重されるとともに、希望を持って暮らすことができる社会の実現に向けて、認知症の治療法開発等の技術革新や予防・早期診断の取組を支援

認知症との共生	普及啓発	地域づくり	社会参加促進
	<p>都民の認知症に対する理解を深め、同じ社会の一員として地域をともに創っていく</p> <ul style="list-style-type: none"> 都民の認知症に対する理解を深めるための普及啓発を実施 	<p>認知症の人や家族のニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援をつなぐチームオレンジを整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の人や家族を支える「チームオレンジ」整備に対する伴走型支援を実施 GPS機器等のIoTを活用した認知症高齢者の早期発見の仕組みづくり等に取り組む区市町村を支援 	<p>認知症になっても、社会の対等な構成員として支え合い共生できる社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関や民間企業等と連携して社会参加の機会を創出

T O K Y O 認知症施策推進プロジェクト

※ 都内先行自治体においてモデル実施



研究の蓄積による下支え

研究	東京都医学総合研究所の研究	東京都健康長寿医療センターの研究（IRIDE）
	<ul style="list-style-type: none"> 発症メカニズムの解明や病態進行を遅らせる新しい治療法、治療薬の開発につながる基礎研究を推進 BPSDケアプログラムに関するオンラインシステムの運用・管理等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症研究のプラットフォーム「TOKYO健康長寿DB」について、外部研究機関等がデータベースを活用できる環境を整備 医師の診断をサポートするAI認知症診断システム及びバイオマーカーの実用化 早期発見・早期支援につながるAIチャットボットにおける会話機能の精度を向上 地域コホートビッグデータを活用したリスク要因の見える化リスクチャートを完成 地域で暮らす認知症高齢者支援モデルを構築

東京都認知症施策推進計画の策定について

1 東京都認知症施策推進計画の位置づけ

- 都は、令和6年度からTOKYO認知症施策推進プロジェクトを始動
- 認知症基本法が令和6年1月1日に施行され、都道府県は、国の基本計画を基本として、都道府県の実情に即した認知症施策推進計画を策定するよう努めることとされている
- 計画にプロジェクトの内容を含め、教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉(介護等)その他の各関連分野における総合的な取組を盛り込む

2 計画の方向性(計画期間:令和7~11年度)

基本理念(案)

認知症の人を含めた都民一人一人が支え合いながら共生し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる東京の実現

検討項目(案)

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| ①認知症の人に関する理解の増進等 | ②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 |
| ③認知症の人の社会参加の機会の確保等 | ④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護 |
| ⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 | ⑥相談体制の整備等 |
| ⑦研究等の推進等 | ⑧認知症の予防等 |

検討に当たっての主な重点事項

- | | |
|---------|---|
| 【共生】 | ○認知症の人・家族等の参画と社会参加の推進
○認知症の人も含めた都民一人一人が安全に、希望を持って暮らすことのできる地域づくり
○認知症の人・家族等に対する適切な支援 |
| 【治療・ケア】 | ○認知症の早期診断・早期支援、治療・ケア(介護)の充実 |
| 【研究】 | ○認知症の発症メカニズムの解明、診断・治療、共生社会の推進等のための研究 |

検討の進め方

認知症の人・家族等の意見を十分に聴きながら策定
区市町村の認知症施策推進計画の参考となるよう策定

【新規】認知症サポート医地域連携促進事業

1 現状

- 独居高齢者の増加により、主治医がいない方等の地域包括支援センターが抱える困難事例が増加
- 国が定めた養成研修を修了し、認知症にかかる地域医療体制構築の中核的な役割を担う「認知症サポート医」（R4年度末1,668人）の地域における「連携の推進役」としての役割がますます期待されている

2 事業内容

認知症サポート医の活動を活性化するため、東京都医師会とも連携しながら、実際に地域包括支援センター等と連携して活動している認知症サポート医を、都が「東京都地域連携型認知症サポート医（とうきょうオレンジドクター）」として認定し、都民及び区市町村等に広く周知する。



■「とうきょうオレンジドクター」の認定

認知症診療歴5年以上などの一定の基準を満たすほか、診断書作成等や支援困難な方の支援への協力について地域包括支援センターと合意した認知症サポート医を「とうきょうオレンジドクター」として認定し、公表・周知する。

■「とうきょうオレンジドクター」の活動促進及び情報発信

「とうきょうオレンジドクター」に関するリーフレットの作成・配布や活動報告会の開催等により、活動内容について情報発信するとともに、活動の活性化を図る。

3 令和6年度予算額

3, 7 9 7 千円

認知症サポート検診事業について

- 目的**
- 区市町村の実情に応じた認知症に関する正しい知識の普及啓発及び新しい治療を望む人がその機会を失わないための情報提供の推進
 - 認知機能検査と地域における検診後のサポートを推進

- 事業内容**
- 都は、区市町村が実施する事業の経費を補助
 - 区市町村は、都が示す事業案を参考に任意の方法で事業を実施 対象：原則として50歳以上の都民



認知症の早期診断・早期支援に関する普及啓発

- 【都】早期診断・早期支援の重要性を啓発するリーフレットの作成・活用等により、都民に対する普及啓発を実施
 【区市町村】地域の実情に合わせた普及啓発により、認知症に関する正しい理解を促進し、リテラシーを向上
 チラシやポスターの掲示等により、検診実施について周知

〈普及啓発〉

医療機関・
検診会場

検診実施医療機関やイベント会場において、希望者に対し問診・認知機能検査を実施

- ・医療職（医師・看護師等）が問診・認知機能検査を実施※判定は医師
- ・検査結果の説明は医療職が実施

本人の了解を得て
検診後支援を実施地区医師会等の
もの忘れ健診・
もの忘れ相談等

〈認知機能検査〉

区市町村

関係機関と情報共有し、対象者へ定期的に連絡・訪問等

（地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症支援コーディネーター）

- ・検診受診者の状態に応じて心理的な支援、定期的な連絡・訪問等
- ・介護・フレイル予防など区市町村が実施する施策等の情報提供

地域の実情に応じて対象者の状況に合わせた支援を実施

連携

かかりつけ医・認知症サポート医・
専門医療機関等の診療につなぐ

〈検診後支援〉

早い段階からの気づきの促進

医療へのアクセシビリティの向上

認知症に関するリテラシーの向上

令和6年度予算

418,136千円

【補助率】10/10

【補助基準額】人口に応じて段階設定

【実施期間】令和6年度から令和10年度

区分	対象人口規模			
	3万未満	3万以上 8万未満	8万以上 13万未満	13万以上
普及啓発	3,400千円	9,000千円	14,600千円	22,400千円
検診事業	8,700千円	22,800千円	36,900千円	56,900千円

1 現状

- 令和5年12月20日に、神経細胞を死滅させる「アミロイドβ」を除去する認知症抗体医薬「レケンビ®点滴静注」（一般名：レカネマブ）の販売が開始
- 治療の対象者はアルツハイマー病の軽度認知障害及び軽度の認知症の方に限られること、一定の施設基準を満たした医療機関のみ投与可能であることについて、都民等に十分に知られていない
- 医療機関等において安全・円滑に治療が実施されるよう、専門職等に対する相談体制の構築や人材育成が必要

2 事業内容

■都民等の正しい理解の促進のための普及啓発

- ①都民等を対象とした講演会の実施（令和6年7月25日開催予定）
認知症抗体医薬に関する正しい知識、受けられる治療や支援、認知症治療の研究に関すること 等
- ②普及啓発コンテンツ等の作成
認知症抗体医薬に関する正しい知識等を伝える都民向けリーフレットの作成

■専門職等向け相談窓口の設置

認知症抗体医薬を用いた治療に精通した医師等が、投与を行う都内医療機関に加え、認知症疾患医療センターや認知症サポート医からの相談に対応
（※オンラインによる相談窓口を令和6年6月3日から順次開設予定）

■認知症疾患医療センター職員向け研修の実施

- ・認知症抗体医薬を用いた治療に関する正確な情報の提供
- ・治療対象となった患者、対象とならなかった患者・家族等へのケア等

※（地独）東京都健康長寿医療センターの知見も生かしながら、上記取組を実施



3 事業期間

令和6年から令和10年度まで

4 令和6年度予算額

44,386千円

認知症の人の社会参加推進事業

現 状

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、都道府県・区市町村に、認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人の社会参加の機会の確保についての施策を講ずることを求めている。
- 法が求める「共生社会」の実現のため、区市町村には、本人の想いを中心に、地域の関係機関や地元企業が協力しながら、誰もが地域の一員として自分の役割を持って暮らしつづけられるまちづくりが求められる。

地域の様々な関係者が連携して認知症の人の社会参加を推進

事業内容

1 認知症の人の社会参加の機会の創出（区市町村への補助）

- ① 地域の関係機関や民間企業など多様な主体が参加する話し合いの場を設置し、認知症の人の社会参加の機会を創出する取組の実施【必須】
- ② 認知症の人の社会参加推進に係るイベント開催等の普及啓発の実施【加算】
- ③ 認知症の人の社会参加推進に係る先駆的な事例や情報の提供を実施【加算】

【実施期間】 令和6年度から令和7年度 （令和7年度までを先行実施期間とし、令和8年度以降本格実施）

【補助基準額】 ①を実施した場合 5百万円
 ①②又は①③を実施した場合 6百万円
 ①②③を実施した場合 7百万円

【補助率】 10/10

2 検討会の設置（都が直接実施）

本格実施に向けて、事業スキーム等を協議する検討会を設置

事業イメージ



・町田市（NPO等と協働でワークショップ開催）
 認知症の人が従事する仕事内容のアイデア出しの様子

※出典「平成29年度厚生労働省老人保健健康増進等事業 若年性認知症を含む認知症の人の能力を効果的に活かす方法等に関する調査研究事業」

【新規】認知症高齢者早期発見等支援ネットワーク事業

現状

- 都では、認知症の方が行方不明になった場合に早期に発見するための情報伝達のシステムづくりなどネットワークの構築を推進するため、これまで高齢包括補助事業で区市町村を支援
- 現行包括では、地域における見守り体制を構築するという目的に沿って、ネットワークの構築（警察や地域との連携・連絡網の整備等）を必須要件としており、GPS等の見守り機器の整備のみでは補助対象外

GPS機器整備及びネットワーク構築への補助を拡充・個別事業化し、区市町村における行方不明予防・早期発見の取組を9期計画期間の3年間（令和6～8年度）で集中的に支援

(1)【拡充・個別事業化】認知症地域支援ネットワーク事業

事業内容

- ① ネットワーク会議の設置・運営
- ② 地域資源マップの作成
- ③ 認知症高齢者等SOSネットワークの構築【拡充】
→GPS機器の整備のみを行う場合にも補助対象を拡大
- ④ 家族会の育成、ネットワークづくりの支援
- ⑤ 介護サービス事業者の認知症支援拠点事業の支援
- ⑥ その他の支援事業
⇒①～⑥の事業を個別事業化

補助基準額・補助率 11,000千円 1/2 実施規模 43区市町村

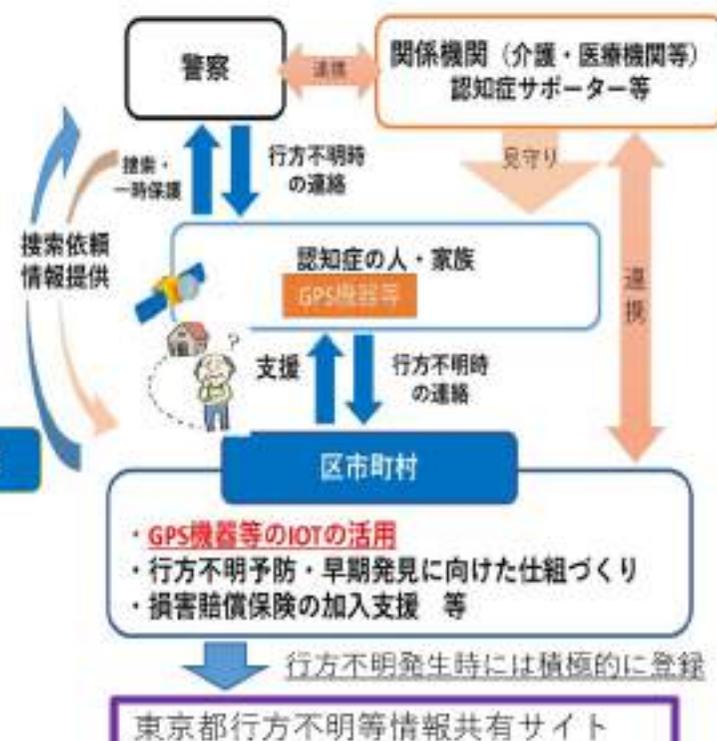
(2)【新規】GPSを活用した認知症高齢者等の早期発見のためのネットワーク構築事業

事業内容

GPS機器の活用を含む早期発見等のための仕組づくり、ネットワークの構築を支援
→GPS機器の活用と同時に関係機関とのネットワークの構築に取り組む区市町村を補助率10/10で補助

補助基準額・補助率 2,000千円 10/10 実施規模 10区市町村

＜認知症高齢者の早期発見のためネットワーク構築例＞



令和6年度予算額

115,000千円



経緯

- 認知症施策推進大綱（令和元年6月18日決定）のKPI／目標値として、**2025年（令和7年度）までに「全区市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ*1など）を整備」**することが明記。
 - *1：ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み
- 区市町村における認知症サポーターの活動促進に向けた取組については、介護保険の地域支援事業に位置づけられ、東京都では「認知症サポーター活動促進事業」を開始（令和2年度～）。

事業の概要

東京都

【事業内容】

地域において認知症サポーターを活用した支援の仕組みづくりを担う人材を育成し、認知症サポーターの活動を促進する

1 チームオレンジ・コーディネーター研修の実施

チームオレンジの立ち上げや運営支援等を行うコーディネーターやチームリーダー等に対し、チームの運営等に関する研修を実施
 <講師> オレンジ・チューター*2等

*2：厚生労働省が実施する養成研修の修了者

<規模> 年2回・160人程度

2 チームオレンジの設置に取り組む区市町村へのアドバイザー派遣

チームオレンジの立ち上げや活動の支援のため、希望する区市町村にオレンジ・チューターをアドバイザーとして派遣し、現場訪問やオンライン相談により助言等を行う。

（令和7年度まで）

新規

チームオレンジ未設置自治体



区市町村

チームオレンジの整備 活動促進



側面的支援

3 キャラバン・メイト養成研修の実施

区市町村や企業等が行う認知症サポーター養成講座の講師となる「キャラバン・メイト」を養成する研修を実施
 <規模> 年5回・400人程度

4 認知症サポーターの活動促進に向けた支援

区市町村へのチームオレンジの普及啓発、先進的な取組の紹介等

令和6年度予算額

4,585千円

AI等を活用した認知症研究事業(概要) ~認知症未来社会創造センター(IRIDE)~

ビッグデータを活用したTOKYO健康長寿DB



- 認知症の新規治療や創薬等、未来に向けた認知症研究の基盤を確立するため、東京都健康長寿医療センターが保有するビッグデータを、認知症研究のプラットフォーム「TOKYO健康長寿DB」として構築する。

R6の取組:オープン化に向けた環境整備(データベースの整備、HP作成等)



AI認知症診断システムの構築



- AIを活用して医師の診断をサポートすることにより、MCI(軽度認知障害)など診断が難しい初期の段階であっても、見落としを防ぎ、早期に認知症の種類に応じた適切な対応につなげるAI診断システムを構築する。また、血液等を用いた低コスト・低侵襲な新規のバイオマーカーを開発する。

R6の取組:AI診断システムの薬事承認取得に向けた調整・製品化、血液バイオマーカーの開発等につながる研究の継続

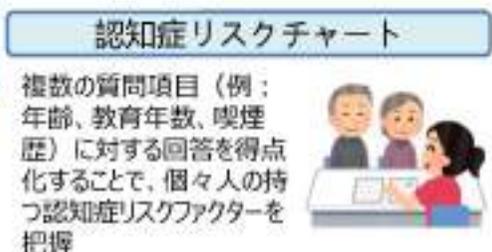


地域コホートビッグデータを活用した研究



- 地域コホート研究データを統合し活用することにより、生活習慣や病歴等が高齢者の認知機能の変化に果たす役割を明確化し、予防的介入の確立・普及を図る。

R6の取組:認知症リスクチャートの完成



AIチャットボットの開発



- AIチャットボット(自動会話プログラム)を開発し、独居高齢者との会話に活用するなど、認知機能低下の気づきと予防を支援する。

R6の取組:会話機能の精度向上

